

ひまわり認知症予防保険

無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）

ご契約のしおり・約款

元気！長生き！



太陽生命

2021年11月版

この冊子には、ご契約にともなう大切なことがらが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようよろしくお願いいたします。

■当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「太陽生命保険株式会社」を指します。

■この商品を構成する普通保険約款の正式名称は「無配当」「無解約払戻金型」「(001)」がついていますが、当冊子においては、読みやすさを考慮し略称を記載しています。

この冊子の構成

この冊子の構成は、つぎの2つの部分から構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上のお取り扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

ご契約の内容・ご契約後の各種お取り扱いなどを規定した普通保険約款および特約条項を掲載しています。

目的別もくじ

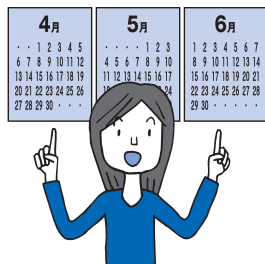
保険用語の内容 について知りたい 主な保険用語のご説明 1 ページ 	この保険の特徴 としくみを知りたい 特徴としくみ 6 ページ 	保険金・給付金などの 請求について知りたい 保険金・給付金などの請求 11 ページ 
どういう場合に保険金・ 給付金などが支払われる か知りたい 保険金・給付金などの お支払い 15 ページ 	保険料のお払い込みの 免除について知りたい 保険料のお払い込みの免除 20 ページ 	どういう場合に保険金・ 給付金などが支払われな いのか知りたい 保険金・給付金などをお支払いで きない場合など 21 ページ 
保障がいつから開始する か知りたい お申込みに際して 【3】保障の開始時期（責任開始期） について 25 ページ 	申込みを撤回したい お申込みに際して 【8】クーリング・オフ（ご契約 のお申込みの撤回・ご契約の解除） 29 ページ 	保険料の払込方法に ついて知りたい ご契約後について 【1】保険料の払込方法について 40 ページ 

保険料の払込猶予期間と失効について知りたい

ご契約後について

【2】 払込猶予期間とご契約の効力について

40 ページ

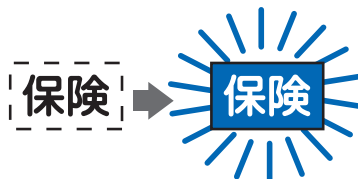


効力を失った保険をもとに戻したい

ご契約後について

【3】 効力を失ったご契約の復活について

41 ページ



保険料の負担を減らしたい

ご契約後について

【4】 お払い込みが困難なときの継続方法について

42 ページ



急に資金が必要になったとき

ご契約後について

【5】 急な資金がご入用のときの契約者貸付制度について

43 ページ



契約を解約したい

ご契約後について

【8】 ご解約と解約払戻金について

46 ページ



税金について知りたい

税金について

50 ページ



ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	1
はじめに	
【1】この保険のお申込みにあたってのご注意点について	5
特徴としくみ	
【1】「ひまわり認知症予防保険」の特徴としくみ	6
【2】保険料割引制度	8
特約	
【1】指定代理請求特約について	9
保険金・給付金などの請求	
【1】保険金・給付金などの請求方法	11
【2】指定代理請求について	14
保険金・給付金などのお支払い	
【1】主契約の保障内容	15
【2】特約の内容	16
【3】保険期間・保険料払込期間	17
【4】保険金・給付金などのお支払いの際の保険料精算について	17
保険料のお払い込みの免除	
【1】保険料のお払い込みを免除する場合	20
保険金・給付金などをお支払いできない場合など	
【1】保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合	21
【2】お支払いできない場合などの事例	23
お申込みに際して	
【1】保険契約締結の「媒介」と「代理」	25
【2】生命保険募集人の権限	25
【3】保障の開始時期（責任開始期）について	25
【4】保険証券について	26
【5】ご契約のお申込みの際の留意事項	27
【6】告知に関する留意事項	27
【7】契約確認	28
【8】クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）	29
【9】新たな保険契約への乗換えについて	31
【10】個人情報のお取り扱いについて	31

【11】本人特定事項などの確認について	32
【12】他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について	32
【13】当社の組織形態および株式会社の運営について	35
【14】「生命保険契約者保護機構」について	35
【15】「FATCA(ファトカ)」（外国口座税務コンプライアンス法）	38
【16】「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」	39

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について	40
【2】払込猶予期間とご契約の効力について	40
【3】効力を失ったご契約の復活について	41
【4】お払い込みが困難なときの継続方法について	42
【5】急な資金がご入用のときの契約者貸付制度について	43
【6】ご契約内容の変更について	44
【7】ご契約者・受取人の変更、住所などの変更、保険証券紛失・盗難	45
【8】ご解約と解約払戻金について	46
【9】契約者配当金について	48
【10】受取人によるご契約の継続について	48
【11】ご契約後のお手続き・ご相談に関する窓口	49

税金について

【1】生命保険料控除について	50
【2】保険金・給付金などの税法上のお取扱い	52

免責事由一覧

【1】保険金を支払わない場合	54
【2】保険料のお払い込みを免除しない場合	55

約款をお読みいただくに際して

【1】約款をお読みいただくに際して	56
-------------------	----

約款

取扱総則規定約款

(この規定の趣旨)	57
第1節 用語の定義	57
1.用語の定義	57
2.給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由	57
第2節 会社の責任開始期	57
1.会社の責任開始期	57
第3節 保険料の払込	58

もくじ

1. 保険料の払込	58
2. 保険料の前納	59
3. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	59
4. 保険契約の復活	60
第4節 保険契約の解除等	60
1. 詐欺による取消または不法取得目的による無効	60
2. 告知義務および保険契約の解除	60
第5節 保険契約内容の変更	62
1. 給付金額等の減額	62
2. 保険期間の変更	62
3. 保険料払込期間の変更	62
第6節 保険契約の更新	62
1. 保険契約の更新	62
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	64
1. 保険期間が終身の保険契約への変更	64
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	65
1. 保険料の振替貸付	65
2. 保険契約者に対する貸付	65
第9節 契約者配当金	66
1. 契約者配当金	66
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	66
1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更	66
2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者	67
3. 保険契約者の住所または集金場所の変更	67
第11節 契約内容の登録	67
1. 契約内容の登録	67
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	68
1. 給付金等の受取人による保険契約の存続	68
第13節 その他	69
1. 被保険者の業務、転居および旅行	69
2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理	69
3. 時効	69
4. 管轄裁判所	69
5. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込	70
6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則	70
7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則	70
8. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則	71
9. 既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則	71

無配当選択緩和型認知症診断保険(無解約払戻金型)(001)普通保険約款

(この保険の趣旨)	72
第1編 普通規定	72
1.用語の定義	72
2.保険金の支払および免責事由	73
3.保険料の払込免除	74
第2編 共通規定	75
第3編 特別規定	76
1.保険料の払込方法(回数)	76
2.解約	76
3.払戻金	76
4.保険契約の復活	76
5.責任開始期前の器質性認知症該当による無効	76
生存給付金特則	77
支払金額変更特則	81
保険組立特約	83
指定代理請求特約	86
集団月払特別取扱特約	88
団体月払特別取扱特約	91
保険料口座振替取扱特約	94
別表	99
請求書類	105

別表

1.不慮の事故	100
2.高度障害状態	100
3.身体障害状態	101
4.感染症	102
24.薬物依存	102
33.器質性認知症および器質性認知症と医師によって診断確定されたとき	102

もくじ

請求書類

- ① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類 106
- ② その他の請求に必要な書類 108
- ③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等 109

各種例表

- 例表 111
- 無配当選択緩和型認知症診断保険(無解約払戻金型)(001)解約払戻金額例表 111
- 無配当選択緩和型認知症診断保険(無解約払戻金型)(001)解約払戻金額例表 112
- 無配当選択緩和型認知症診断保険(無解約払戻金型)(001)解約払戻金額例表 113
- 無配当選択緩和型認知症診断保険(無解約払戻金型)(001)解約払戻金額例表 114

主な保険用語のご説明

あ行

受取人 (うけとりじん)	給付金などを受け取る人をいいます。
------------------------	-------------------

か行

解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
解約 (かいやく)	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。
解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん)	解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
基準応当日 (きじゅんおうとうび)	契約基準日の月単位の応当日(月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日)のことをいいます。
契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月の契約日に対応する日をさします。
契約基準日 (けいやくきじゅんび)	ご契約の保険期間などの計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
契約年齢 (けいやくねんれい)	被保険者の年齢は契約日時点での満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。 例：24歳7カ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。
契約日 (けいやくび)	通常は保障が開始される日をいい、保険期間などの計算の基準日になります。
告知義務 (こくちぎむ) と 告知義務違反 (こくちぎむいはん)	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告をいただいていなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

さ行

失効 (しっこう)	保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態となり、保険金・給付金などを受け取れなくなります。なお、失効したご契約は復活できる場合があります。また失効した場合でも解約払戻金があるときは、ご契約者は解約払戻金を請求することができます。
指定代理請求人 (していだいりせいきゅうじん)	代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。

●この冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明します。

さ行	
支払事由 (しはらいじゆう)	保険金・給付金などをお支払いする要件をいいます。
主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
責任開始期・責任開始日 (せきにんかいしき・せきにんかいしび)	当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、通常、責任開始日は契約日（復活の場合は復活日）となります。
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の保険金・給付金などをお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から会社が積み立てておく準備金のことをいいます。
総則規定・総則別表 (そうそくきてい・そうそくべつぴょう)	取扱総則規定約款のことで、各保険における共通の取扱いについて規定したものです。また、総則別表とは、総則規定の別表をいいます。

た行	
第1回保険料充当金 (だいいつかいほけんりょうじゅうとうきん)	ご契約の申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
特約 (とくやく)	特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。

は行	
払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
被保険者 (ひほけんしゃ)	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
復活 (ふっかつ)	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料のお払い込みや告知などが必要になります。
振替貸付 (ふりかえかしつけ)	保険料の払込猶予期間をすぎても保険契約が効力を失わないように、猶予期間満了時に、会社が保険料をお立て替え（貸付）する制度です。振替貸付ができる契約は、指定契約の種類や解約払戻金により異なります。
分割払 (ぶんかつばらい)	保険料の払込方法が月払の場合をいいます。
保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます。
保険金 (ほけんきん)	被保険者の死亡などの場合に当社から支払われるお金のことをいいます。

は行	
保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	保険会社と保険契約を締結し、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます（契約者・ご契約者ともいいます）。
保険証券 (ほけんしょうけん)	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険年度 (ほけんねんど)	契約日または毎年契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。契約日から最初の1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度・・・といいます。
保険料 (ほけんりょう)	ご契約者から当社へお払い込みいただくお金をいいます。
保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
保険料払込方法 (ほけんりょうはらいこみほうほう)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく方法のことをいいます。保険料払込方法には、大きく分けて払込方法（回数）と払込方法（経路）の2通りがあります。払込方法（回数）には、月払があり、払込方法（経路）には、口座振替扱、集金扱、団体扱（給与引き去り）、送金扱、店頭扱（持参払）などがあります。通常この2通りを組み合わせ、 「口座月払」 のような表示をします。
保険料払込猶予期間 (ほけんりょうはらいこみゆうよきかん)	払込期月内に保険料のお払い込みがない場合でも、当社の定める期間内にお払い込みいただいたときは、保険契約は有効に継続します。この期間を保険料払込猶予期間といいます。月払の場合は払込期月の翌月初日から翌々月の末日までです。

ま行	
免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由または保険料の払込免除事由に該当しても、例外として保険金・給付金などをお支払いしない事由または保険料のお払い込みを免除しない事由をいいます。 例：ご契約後2年以内の自殺

や行	
約款 (やっかん)	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款（各普通保険約款と取扱総則規定約款から構成されます）と特約条項があります。
予定利率 (よていりりつ)	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

はじめに

【1】この保険のお申込みにあたってのご注意点について

- この保険は、持病がある方や、健康状態に不安のある方など従来の保険に加入できない方でも、簡単な告知により加入することができるため、保険料が一般的な保険より割り増しされています。
- 健康状態・傷病歴に関するより詳細な告知・医師の診査などを行うことによって、この保険よりも保険料が割安で保障の充実した他の保険にご加入いただける場合があります。
また、通常の引受条件ではご加入いただけない場合でも、特別な条件（*）を付加することにより、他の保険にご加入いただける場合があります。
（*）「特定の疾病・部位を不担保とする方法」または「保険料を通常より割増した水準に設定する方法」などがあります。
※被保険者の健康状態・傷病歴などによっては、他の保険にご加入いただけない場合があります。
- この保険は、お引き受けできない場合に該当するかどうかをおたずねする簡単な告知のみでご加入できる保険種類ですが、告知項目のすべてに当てはまらない場合でも、ご契約をお引き受けできない場合があります。
- この保険のご加入にあたっては、以上の内容を十分にご理解のうえ、お申込みください。

特徴としくみ

【1】「ひまわり認知症予防保険」の特徴としくみ

1. 販売名称

- この保険の正式名称は、無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）です。
 - この保険は、選択緩和型認知症診断保険に生存給付金特則を付加し、その予防給付金を認知症予防サービスなどに活用いただきたいとの思いから「**ひまわり認知症予防保険**」という販売名称を使用しています。
- ※上記サービスは保険に付随するものではありません。

2. しくみ

- ご契約の際に主契約に、記載の特則ならびに加入経路に応じた特約をあらかじめセットした取扱プランです。

主契約	特則	特約
無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）	生存給付金特則 支払金額変更特則	保険組立特約 集団月払特別取扱特約 団体月払特別取扱特約 保険料口座振替取扱特約 指定代理請求特約

3. 特徴

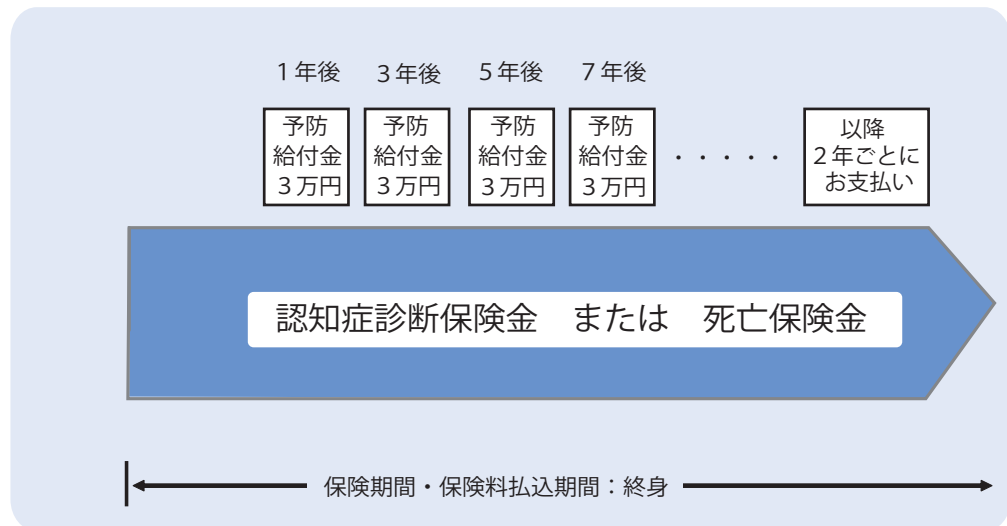
- この保険は、持病のある方や健康に不安がある方でも簡単な告知でお申込みいただける選択緩和型の保険であり、認知症となった場合だけでなく、予防給付金を上記サービスに活用いただくことによる認知症への予防や、お亡くなりになった場合にも備えることを目的とした生命保険です。
- 生まれて初めて器質性認知症になり、医師により診断確定されたときに、所定の認知症診断保険金をお支払いします。
- ※保障期間は一生涯です。
- 認知症診断保険金の支払事由に該当せずかつ被保険者が生存している間、一生涯の生存給付金をお支払いします。
- ※加入1年経過後に、その後は2年経過ごとにお支払いします。
- 認知症診断保険金の支払事由に該当せずにお亡くなりになった場合、所定の死亡保険金をお支払いします。
- ※保障期間は一生涯です。
- ※死亡保険金額はご加入年齢によって異なります。
- 解約された場合は、生存給付金特則部分での解約払戻金があります。保険料をお払い込みいただいた年月数に応じて解約払戻金をお支払いします。
- 過去に入院や手術の経験がある方や現在通院されている方などであっても、

ご契約時に入院・手術の予定がない場合や認知症（軽度認知障害を含みます）と医師に診断または疑いがあると指摘されていない場合など、告知項目に該当しなければお申込みいただけます。

- 被保険者が保険料払込期間中に、不慮の事故により所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になられた場合には、以後の保険料のお払い込みを免除します。

4. しくみ図

保険のしくみ（イメージ図）



- 契約日から起算して90日以内に器質性認知症と診断確定された場合、認知症診断保険金はお支払いしません。
- 「予防給付金」とは「生存給付金」のことであり、販売にあたり「予防給付金」と呼んでいます。
- この保険には生存給付金特則があらかじめ付加されています。
- この保険には支払金額変更特則があらかじめ付加されています。
- 認知症診断保険金をお支払いしたとき、この主契約（本則）は消滅します。この場合、生存給付金特則についても、特則の責任準備金を認知症診断保険金の受取人にお支払いし、本則と同時に消滅します。
- この保険を解約した場合、生存給付金特則部分について、保険料をお払い込みいただいた年月数に応じて解約払戻金をお支払いします。

【2】保険料割引制度

指定契約の口座振替扱保険料率により計算した割引前の月払保険料（以下「割引前月払保険料」といいます）の合計額が当社所定の金額以上の場合には、保険料割引制度が適用され、保険料の割引があります。

！ご注意

- ご契約内容の変更などにより、「割引前月払保険料」の合計額が減少した場合、割引額が減少したり、保険料割引制度が適用されなくなることがあります。

【1】指定代理請求特約について

- 指定代理請求特約とは、被保険者が保険金、給付金などを請求できない次のような特別な事情（*）があるときに、あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が保険金、給付金などを請求できる特約です。

なお、ご契約者と被保険者が別人の場合、生存給付金については指定代理請求人が請求できません。

（*）請求できない特別な事情

- ・ 傷害または疾病により保険金、給付金の請求を行う意思表示が困難であること
- ・ 傷病名の告知を受けていないこと（がんの場合など）

代理請求の対象となる保険金、給付金など	指定代理請求人の範囲
・ 被保険者が受け取る保険金、給付金など ・ 被保険者が受取人になる保険金、給付金など ・ 被保険者とご契約者が同一人の場合のご契約者が受け取る保険金、給付金など ・ 被保険者とご契約者が同一の場合の保険料のお払込免除	保険金、給付金などの請求時点において、つぎのいずれかに該当する1名の方 （1）被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族 （2）被保険者と同居または生計を一にしている（1）以外の方（*） （3）被保険者の療養看護に努める方または被保険者の財産管理を行っている方（*） （4）（2）および（3）に掲げる方と同等の特別な事情がある方（*）

- （*）保険金、給付金などの請求時点において、会社所定の書類などによりその事実が確認でき、かつ保険金、給付金などの受取人のために請求すべき相応の理由があると当社が認める方に限ります。
- ・ 指定代理請求特約を付加した場合、ご契約者は指定代理請求人に、指定代理請求人としている旨および内容についてご説明ください。
- ・ ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- ・ 指定代理請求人は、保険金、給付金などの請求時にも上記の指定可能な方の範囲を満たしている必要があります。
- ・ 指定代理請求人からご請求いただく場合、当社所定の請求書や保険金、給付金などの支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範囲であることを証する書類をご提出願います。

！ ご注意

- 被保険者が傷病名の告知を受けていない場合、指定代理請求人からの請求にもとづき保険金、給付金などをお支払いしたときは、つぎのような理由から、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。
 - ・ 支払後にご契約者または被保険者からご照会があった場合、保険金、給付金などのお支払状況について事実を回答せざるをえないため
- 指定代理請求特約を付加されていない場合は、被保険者が保険金、給付金などをご請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。
- つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取り扱いを受けることができません。
 - ・ 故意に保険金、給付金などの支払事由を生じさせた者
 - ・ 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - ・ 故意に被保険者または受取人を保険金、給付金などの請求ができない特別な事情に該当させた者
 - ・ 故意に契約者の保険料の払込免除を請求ができない特別な事情に該当させた者

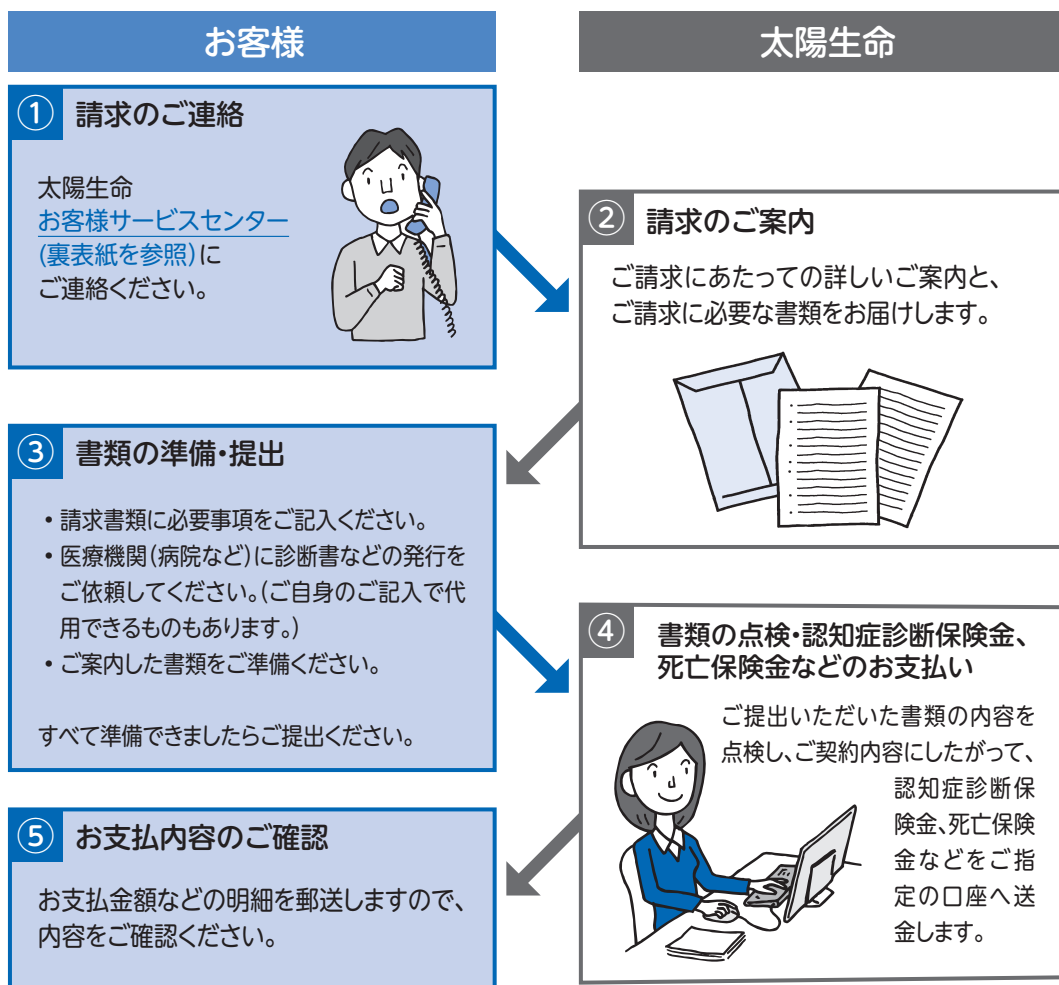
■ この保険においては、上記の指定代理請求特約を、ご契約時に付加していただきます。

保険金・給付金などの請求

【1】保険金・給付金などの請求方法

1. ご請求手続きの流れ

- 被保険者が認知症診断保険金、死亡保険金などの支払事由に該当した場合には、まずは太陽生命にご連絡ください。
- 認知症診断保険金、死亡保険金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、認知症診断保険金、死亡保険金などの支払事由または保険料の払込免除の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。
- 原則、生存給付金特則の生存給付金をご請求いただかなくともお支払いしますので、請求は不要です。
 - ※指定代理請求特約を付加している場合、指定代理請求人が認知症診断保険金、生存給付金（*）などを請求できます。
 - （*）生存給付金については、ご契約者と被保険者が同一人の場合に限りです。



2. ご連絡をいただく前のご確認

- 「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」(当冊子)をご用意ください。
- ご契約の保障内容にご不明な点がありましたら、太陽生命お客様サービスセンター(裏表紙をご参照ください)にお問い合わせください。

3. ご請求書類について

- 請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

4. お支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

- 当社では、ご提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払い・保険料のお払い込みの免除の判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、認知症診断保険金、死亡保険金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除ができない場合があります。
※詳しくは、「保険金、給付金などをお支払いできない場合など」をご覧ください。

5. お支払内容などのご確認について

- 認知症診断保険金、死亡保険金などのご請求に関し、当社で委託した業務士などがお支払い内容などの確認のため、ご契約者、被保険者、受取人、指定代理請求人などに電話または訪問をさせていただくことがあります。また被保険者を診療した医師などに対して、症状などについて照会・確認をさせていただくことがあります。

6. 保険金などのお支払時期について

- 認知症診断保険金、死亡保険金などは、必要な請求書類が当社に到着した日(*1)の翌日から起算して5営業日以内(*2)にお支払いします。
ただし、当社に提出された書類だけでは認知症診断保険金、死亡保険金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限(請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数)はつぎのとおりとなります。
これらの期間を経過して認知症診断保険金、死亡保険金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。
(*1)請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。
(*2)営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。(作成月現在)
 - ・土曜日・日曜日
 - ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - ・12月30日から翌年1月4日まで

認知症診断保険金・死亡保険金などをお支払いするための確認が必要な場合		支払期限
(1) 認知症診断保険金・死亡保険金などをお支払いするための確認が必要な場合	・支払事由発生の有無の確認が必要とき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき	45日以内
(2) (1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日以内
	・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会	90日以内
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	120日以内
	・日本国外における調査	150日以内
	・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を認知症診断保険金・死亡保険金などのご請求者に対してご連絡します。

※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などが、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は認知症診断保険金・死亡保険金などのお支払いはいたしません。

※保険料のお払込免除の請求についても、上記と同様のお取り扱いとなります。

※詳しくは、約款の「保険金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

- 認知症診断保険金・死亡保険金などのお支払い・保険料のお払込免除に関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター

電話番号 **0120-97-2111**（通話無料）

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時
（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

7. 保険金などの請求・支払いに関して訴訟となった場合

- 認知症診断保険金・死亡保険金などの請求・支払いに関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。
※保険料のお払込免除の請求に関する訴訟についても同様とします。

！ご注意

●時効について

認知症診断保険金・死亡保険金・解約払戻金などのお支払いおよび保険料のお払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

【2】指定代理請求について

- 指定代理請求特約を付加することによって、被保険者が認知症診断保険金、生存給付金（*）などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が認知症診断保険金、生存給付金などを請求できます。
（*）ご契約者と被保険者が同一人の場合に限りです。
※指定代理請求特約の詳しい内容は、「特約【1】指定代理請求特約について」をご覧ください。

保険金・給付金などのお支払い

【1】主契約の保障内容

●保障内容

【本則】認知症診断保険金

名称	保険金をお支払いする場合	支払金額	受取人
認知症診断保険金	被保険者が保険期間中に、認知症診断責任開始日（*1）以後、認知症診断責任開始日前を含めて初めて所定の器質性認知症（*2）に該当し、器質性認知症と医師によって診断確定されたとき	認知症診断保険金額	被保険者（*3）

※支払金額変更特則が付加されています。

※契約日から起算して90日以内に診断確定された場合、認知症診断保険金はお支払いしません。

（*1）契約日から起算して91日目が責任開始日となります。

（*2）所定の器質性認知症については、総則別表33の「器質性認知症および器質性認知症と医師によって診断確定されたとき」をご覧ください。

（*3）保険契約者が法人のときは、受取人は法人（保険契約者）とします。

【生存給付金特則】災害死亡保険金・普通死亡保険金・生存給付金

名称		保険金などをお支払いする場合	支払金額	受取人
死亡保険金	災害死亡保険金	被保険者が契約日から起算して1年以内に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡されたとき (1)責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故（*1）による傷害 ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎります。 (2)責任開始期以後に発病した所定の感染症（*2）	死亡保険金額	死亡保険金受取人
	普通死亡保険金	被保険者が保険期間中に、上記の災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡されたとき		

名称		保険金などをお支払いする場合	支払金額	受取人
生存給付金	第1回の生存給付金	被保険者が、生存給付金支払開始日（※3）の前日の満了時に生存されているとき	生存給付金額	保険契約者
	第2回以後の生存給付金	被保険者が、生存給付金支払日（※4）の前日の満了時に生存されているとき（保険期間満了時以後を除く）		

（※1）対象となる不慮の事故については、総則別表1の「不慮の事故」をご覧ください。

（※2）対象となる感染症とは、「コレラ」や「ペスト」などです。詳しくは、総則別表4の「感染症」をご覧ください。

（※3）生存給付金支払開始日は、契約日から起算して1年を経過する年単位の契約応当日です。

（※4）第2回以後の生存給付金の支払日は、保険期間中の生存給付金支払開始日の2年ごとの応当日です。

※この保険には支払金額変更特則があらかじめ付加されています。

※原則、生存給付金特則の生存給付金をご請求いただかなくともお支払いしますので、請求は不要です。

※販売にあたり、生存給付金を「予防給付金」と呼んでいます。

！ご注意

- 契約の締結または復活の際に、認知症診断保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して告知を求めた事項に被保険者が該当していた場合、または被保険者が告知の時からこの保険契約の認知症診断責任開始日の前日までに器質性認知症と診断確定されていた場合には、ご契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかに関わらず、この保険契約は無効とし認知症診断保険金はお支払いしません。また、告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実をご契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合は、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

※ただし、認知症診断責任開始日から起算して5年以内に認知症診断保険金の支払事由が生じなかったときは、上記の取り扱いはしません。

- 認知症診断保険金をお支払いしたとき、この主契約（本則）は消滅します。この場合、生存給付金特則の責任準備金を認知症診断保険金の受取人にお支払いし、本則と同時に消滅します。

- 災害死亡保険金と普通死亡保険金は重複してお支払いしません。

【2】特約の内容

1. 保険組立特約

- 保険契約者が同一である主契約ごとに付加することにより、付加された保険契約を指定契約とし、指定契約の取扱を定めることを主な内容とする特約です。

2. 指定代理請求特約

- この指定代理請求特約を付加することによって、被保険者が認知症診断保険金、生存給付金（*）などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が認知症診断保険金、生存給付金などを請求できます。

（*）生存給付金については、ご契約者と被保険者が同一人の場合に限りです。

※指定代理請求特約の詳細内容は、「特約【1】指定代理請求特約について」をご覧ください。

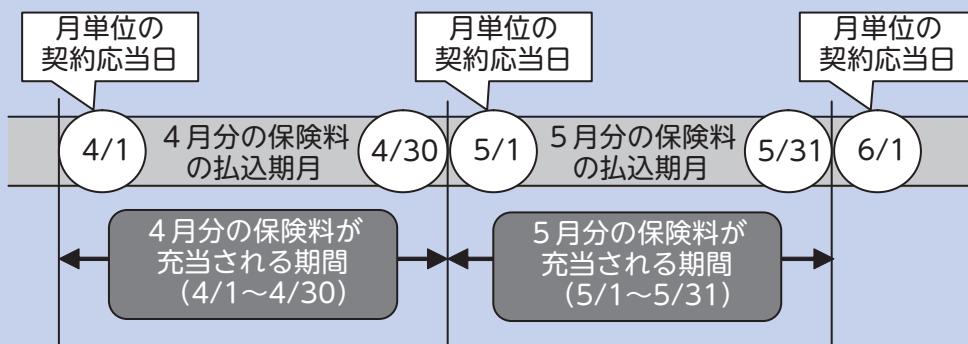
【3】保険期間・保険料払込期間

- 保険期間・保険料払込期間は終身です。

【4】保険金・給付金などのお支払いの際の保険料精算について

- 毎月お払い込みいただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間（この期間のことを「保険料期間」といいます）に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込むものとして計算されています。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



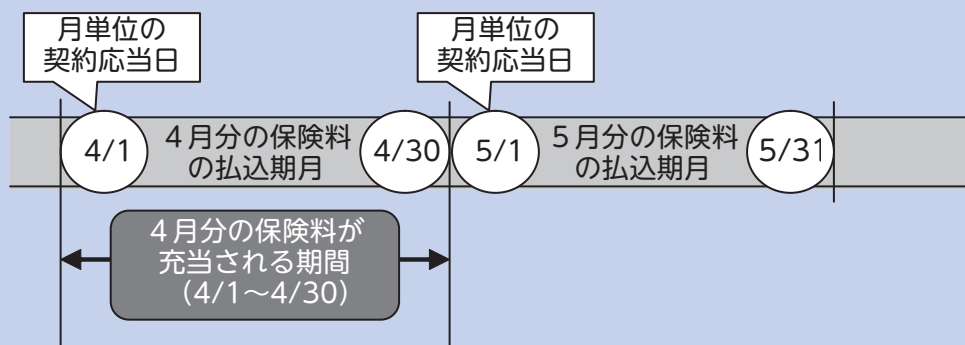
したがって、認知症診断保険金、死亡保険金などの支払事由が発生した日を含む期間に充当される保険料が払い込まれていない場合には、つぎのとおり取り扱いします。

●払込期月中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取り扱います。

内容	取扱
・認知症診断保険金・死亡保険金などをお支払いするとき	・未払込保険料〔1ヵ月分〕をお支払いする金額から差し引かせていただきます。 ※ ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱のご契約およびお支払いする金額が未払込保険料〔1ヵ月分〕より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料〔1ヵ月分〕をお払い込みいただくことがあります。
・保険料のお払い込みを免除するとき	・猶予期間内に未払込保険料〔1ヵ月分〕をお払い込みいただきます。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



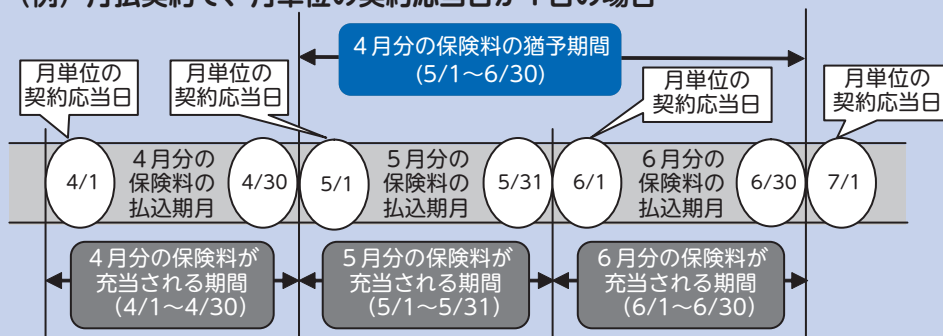
- 4月分の保険料（1ヵ月分）が未払い込みのまま、4/1～4/30の間に
- 認知症診断保険金・死亡保険金などの支払事由が発生したとき
4月分の保険料（1ヵ月分）を差し引きます。
 - 保険料の払込免除事由が発生したとき
4月分の保険料（1ヵ月分）をお払い込みいただきます。

●猶予期間中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取り扱います。

内容	取扱
・認知症診断保険金などをお支払いするとき	・未払込保険料をお支払いする金額から差し引かせていただきます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱のご契約およびお支払いする金額が未払込保険料より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料をお払い込みいただくことがあります。
・保険料のお払い込みを免除するとき	・猶予期間内に未払込保険料をお払い込みいただきます。

(例) 月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



- 4月～5月分の保険料（2ヵ月分）が未払い込みのまま、5/1～5/31の間に
- 認知症診断保険金などの支払事由が発生したとき
4月～5月分の保険料（2ヵ月分）を差し引きます。
 - 保険料の払込免除事由が発生したとき
4月～5月分の保険料（2ヵ月分）をお払い込みいただきます。

保険料のお払い込みの免除

【1】保険料のお払い込みを免除する場合

- 被保険者が保険料払込期間中に、責任開始期以後に生じた不慮の事故（*）による傷害により、その事故の日から起算して180日以内につぎのいずれかの状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

所定の 高度障害状態	対象となる所定の高度障害状態とは「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態とは異なります。詳しくは、総則別表2の「高度障害状態」をご覧ください。
所定の 身体障害状態	対象となる所定の身体障害状態とは「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、総則別表3の「身体障害状態」をご覧ください。

（*）対象となる不慮の事故については、総則別表1の「不慮の事故」をご覧ください。

！ ご注意

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になられた場合などには、保険料のお払い込みを免除できることがあります。

保険金・給付金などをお支払いできない場合など

【1】保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

認知症診断保険金・死亡保険金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除は、約款の規定にもとづいてお取り扱いしますが、以下のように認知症診断保険金・死亡保険金などをお支払いできない場合や保険料のお払い込みが免除できない場合があります。

1. 支払事由に該当しない場合

- 「災害死亡保険金」の支払事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・疾病を原因とする事故など総則別表1の「不慮の事故」に定める不慮の事故に該当しないとき

2. 支払事由に該当しても保険金などをお支払いできない場合

- 支払事由に該当しても認知症診断保険金、死亡保険金などのお支払いができない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・約款に規定された**免責事由**（保険金を支払わない場合）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）

3. 認知症診断責任開始日前に認知症と診断確定されていた場合

- 契約の締結または復活の際に、認知症診断保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して告知を求めた事項に被保険者が該当していた場合、または被保険者が告知の時からこの保険契約の認知症診断責任開始日の前日までに器質性認知症と診断確定されていた場合には、ご契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかに関わらず、この保険契約は無効とし認知症診断保険金はお支払いしません。また、告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実をご契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合は、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。
※ただし、認知症診断責任開始日から起算して5年以内に認知症診断保険金の支払事由が生じなかったときは、上記の取り扱いはしません。

4. 告知義務違反による解除の場合

- 告知義務違反による解除により、認知症診断保険金、死亡保険金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知され

なかったとき

- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき

※ただし、告知義務違反の対象となった原因と認知症診断保険金、死亡保険金の請求原因になった事実との間に因果関係がない場合は、認知症診断保険金、死亡保険金をお支払いします。

5. 重大事由による解除の場合

●重大事由による解除により、認知症診断保険金、死亡保険金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

- ①ご契約者、被保険者または受取人などが認知症診断保険金、死亡保険金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき
- ②受取人に認知症診断保険金、死亡保険金などの請求・支払いに関して詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
- ④他の保険契約との重複により保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤ご契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人が他の保険会社などと締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき

※上記の事由が生じた以後に、認知症診断保険金、死亡保険金などのお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じたときは、当社は認知症診断保険金、死亡保険金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除を行いません（上記③の事由のみ該当した場合で、死亡保険金の受取人が複数の場合、死亡保険金のうち上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた死亡保険金を除いた額を、他の受取人に支払います）。
当社は、認知症診断保険金、死亡保険金などをすでにお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときでもその保険料のお払い込みを求めることができます。

（※1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（※2）反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者もしくは給付金・保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

6. 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

●詐欺による取消または不法取得目的による無効により、認知症診断保険金、死亡保険金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

- ・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
- ・認知症診断保険金、死亡保険金などを不法に取得する目的または他人に不法

に取得させる目的をもってご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）

※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

7. ご契約が失効している場合

- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効しているときは、その後、認知症診断保険金、死亡保険金などの支払事由が生じても認知症診断保険金、死亡保険金などをお支払いできません。

※認知症診断保険金、死亡保険金などをお支払いする場合・お支払いできない場合については、つぎの「【2】お支払いできない場合などの事例」をご参照ください。

【2】お支払いできない場合などの事例

- 認知症診断保険金、死亡保険金などをお支払いする場合・お支払いできない場合の主な事例はつぎのとおりです。

なお、「お支払いする場合」の事例でも、「【1】保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合」にあてはまるときは認知症診断保険金、死亡保険金などをお支払いできないことがあります。

事例1 災害死亡保険金のお支払い～免責

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
危険であることを認識できる状況で、高速道路を逆走して対向車と衝突し、亡くなった場合。 ↓ 被保険者に重大な過失があるため、災害死亡保険金はお支払いできません。	高速道路で事故を起こし、後続車に事故を知らせ二次災害を防止するために、車外に出て停止表示器材を設置しようとしていたところ、後続車に衝突され亡くなった場合。
解説	
被保険者の重大な過失によって被保険者が亡くなったときは、お支払事由に該当しても災害死亡保険金を支払わない場合（「免責事由」といいます）にあたるため、お支払いできません。 「重大な過失」とは、著しい不注意をいいます。 重大な過失の判断にあたっては、客観的・一般的な視点から、著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、医学的・法的な観点を踏まえて慎重に判断します。	

事例2

認知症診断保険金のお支払い～器質性認知症と診断確定された場合

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
・器質性認知症の疑いがあるものの医師により診断確定されていない場合。 ・契約日から起算して90日以内に医師により診断確定された場合。 ↓ 認知症診断保険金のお支払い対象とはなりません。	契約日から起算して91日目以降に、生まれて初めて所定の器質性認知症と医師に診断確定された場合。 ↓ 認知症診断保険金をお支払いします。
解説	
認知症診断保険金は、契約日から起算して91日目以降に、生まれて初めて所定の器質性認知症と医師に診断確定されたときお支払いの対象となります。(ただし、支払金額変更特則が付加されているため、契約日から起算して90日以内に診断確定された場合はお支払いしません。) また、お支払い対象となる認知症には、「アルツハイマー型認知症」や「血管性認知症」などの「器質性認知症」が該当します。「アルコール性認知症」「器質性健忘症候群」などの「器質性認知症」以外の認知症は、お支払いの対象にはなりません。	

お申込みに際して

【1】 保険契約締結の「媒介」と「代理」

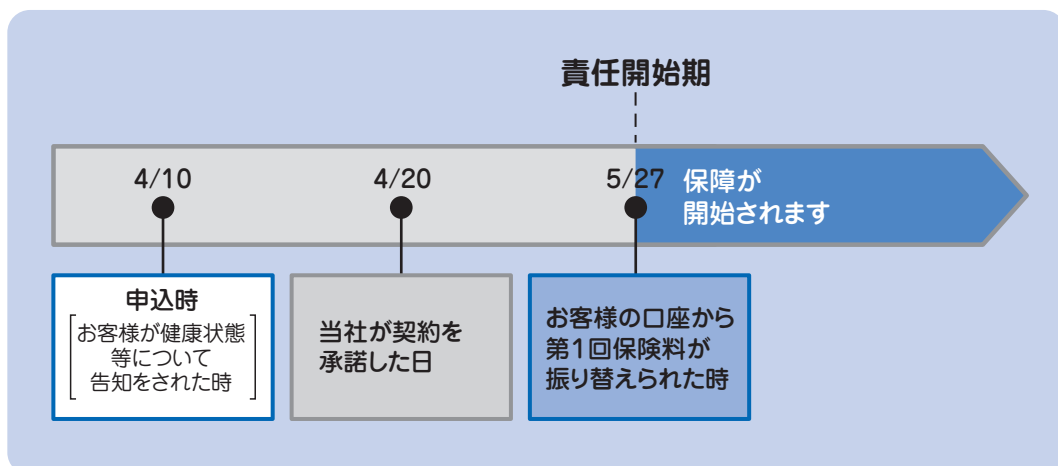
- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

【2】 生命保険募集人の権限

- 生命保険募集人（募集代理店の担当者）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。

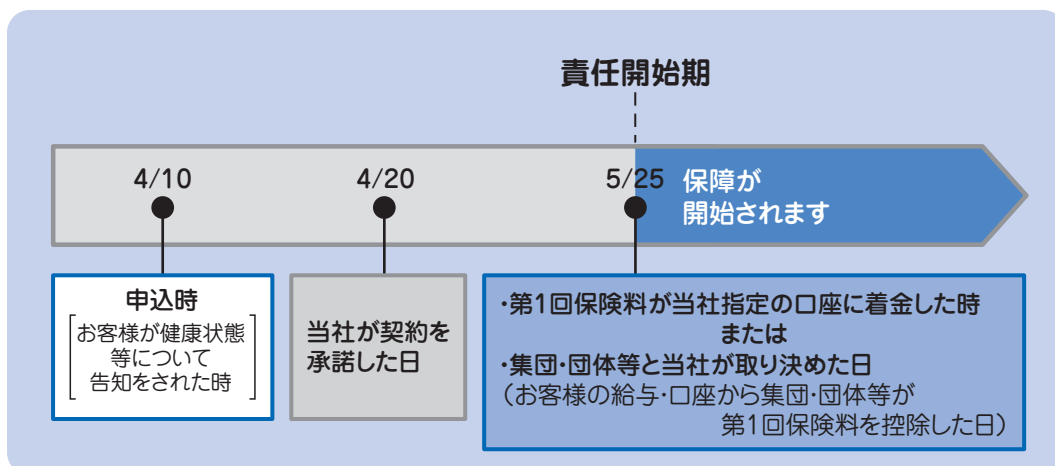
【3】 保障の開始時期（責任開始期）について

- お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、第1回保険料充当金受領および告知がともに完了した時から保障を開始します。
- 第1回保険料を口座振替にてお払い込みいただいた場合
お申し込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、第1回保険料が振り替えられた日から保険契約上の責任を負います。
責任開始期について図示するとつぎのとおりです。



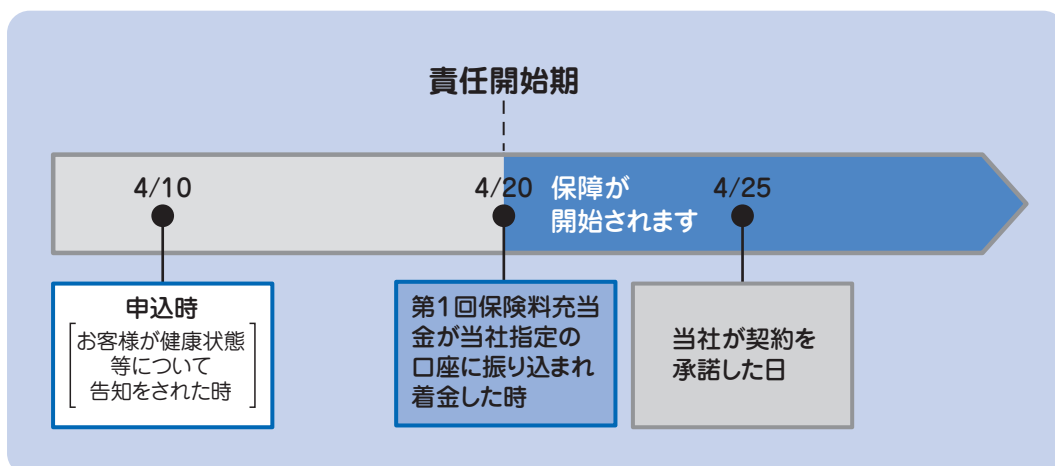
●第1回保険料を集団・団体等を経由してお払い込みいただいた場合

お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、集団・団体等が取りまとめた第1回保険料が当社指定の口座に着金した時または集団・団体等と当社が取り決めた日（お客様の給与・口座から集団・団体等が第1回保険料を控除した日）から保険契約上の責任を負います。責任開始期について図示するとつぎのとおりです。



●第1回保険料をお振込みされた場合

お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、第1回保険料充当金が当社指定の口座に振り込まれ着金した時から保険契約上の責任を負います。責任開始期について図示するとつぎのとおりです。



【4】保険証券について

- ご契約のお申込みを当社がお引き受けしますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。

保険証券とお申込みの契約内容が相違していないか、お確かめください。

- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
- 保険証券は、その後の契約内容の変更など各種お手続きを行う場合に必要となります。紛失などされませんよう大切に保管願います。

【5】ご契約のお申込みの際の留意事項

- お申込みの契約内容について、ご契約者・被保険者ご自身が申込書を十分ご確認のうえ署名し、お手続きください。
- 告知書は、被保険者ご自身で正確にご記入（告知）をお願いします。

！ご注意

- 生命保険募集人による保険料の受領は取り扱いません。
- 当社からは領収証を発行いたしませんので、当社から送付される「ご案内」や金融機関から発行される振込金受領書を保管してください。

【6】告知に関する留意事項

1. 告知の重要性

- ご契約をお引き受けするにあたっては、これを決めるための重要な事項をおたずねすることになります。そのため、ご契約者・被保険者には健康状態など重要な事項について告知していただく義務があります。生命保険は、多数の方が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態が良くない方や危険度が高い職業に従事されている方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」で当社がおたずねする重要な事項（申込書でおたずねする告知事項を含みます）について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知をお受けできる権利（告知受領権といいます）は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人（募集代理店の担当者）には告知受領権がないので、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず、被保険者ご自身で告知書にご記入ください。

2. 正しく告知されない場合のデメリットについて

- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（契約日・復活日など）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
 - ・責任開始日（契約日・復活日など）から2年を経過していても、認知症診断保険金、死亡保険金などの支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
 - ・ご契約を解除した場合には、たとえ認知症診断保険金、死亡保険金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても保険料を免除す

ることはできません（ただし、「認知症診断保険金、死亡保険金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、認知症診断保険金、死亡保険金などをお支払いまたは保険料のお払い込みを免除することがあります）。この場合は、所定の解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

- ※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況などにより、認知症診断保険金、死亡保険金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」等、**告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、認知症診断保険金、死亡保険金などをお支払いできないことがあります。**

この場合、

- ・ **責任開始日（契約日・復活日など）からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります）。**
- ・ **すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。**

！ご注意

- 新規加入時のほか、つぎのような場合にも告知が必要です。
 - ・ 他の保険契約からの乗換え
 - ・ 復活時

●告知に関するお問い合わせ窓口

「告知に関する疑問」、「告知いただいた内容のご照会」などは下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社 契約査定課

電話番号：0120-506-376（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～17時

（土・日・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

3. 当社が告知義務違反による解除ができない場合

- つぎのような場合は、当社は告知義務違反による解除はできません。
 - ・ 保険契約締結の際、当社が解除の原因を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - ・ 生命保険募集人（募集代理店の担当者）が、ご契約者や被保険者が告知をすることを妨げたとき、または、告知しないことをすすめたときや事実でないことを告げるようにすすめたとき

【7】契約確認

- 当社では委託した業務士などが、ご契約のお申込後にご契約のお申込内容や告知内容などについてご確認させていただく場合があります。

【8】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)

■生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。

●お申込者またはご契約者（以下「お申込者など」といいます）は、つぎのいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます）をすることができます。

●第1回保険料を当社指定口座へお振込みいただいた場合

- ①「特に重要なお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」（*1）の交付日
- ②保険契約の申込日
- ③第1回保険料充当金が当社指定の口座に振り込まれ着金した日

●第1回保険料を「集団・団体等を経由してお払い込みいただいた場合」または「口座振替にてお払い込みいただいた場合」

- ①「特に重要なお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」（*1）の交付日
- ②保険契約の申込日
- ③後日当社よりお送りする「ご案内（*1）」の到着日

（*1）保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。

●お申込みの撤回などは、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（封書（*2）・はがき）により太陽生命契約課あてに、つぎの事項をご記入のうえ、発信してください。

〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1
太陽生命保険株式会社 契約課 行

- ①お申込みの撤回などをする旨
- ②商品名・申込番号
- ③取扱代理店名・申込日
- ④お申込者などの住所・電話番号・氏名（自署）
- ⑤返金先口座（金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人（*3））

（*2）個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

（*3）返金先口座はお申込者（ご契約者）の本人口座に限ります。

ご記入例

太陽生命保険株式会社 行

① 私は下記の保険契約の申込みの撤回を行います。

② 商品名 ○○○○○

③ 取扱代理店名 ○○○○○○
 申込日 ○月○日
 申込番号 ○○○○○○○○○○

④ 住所 ○○県○○市○○町○-○-○
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○○

⑤ 申込者（契約者） ○○ ○○
 返金先口座 ○○銀行○○支店
 普通○○○○○○○
 □座名義人 ○○○○○○

お申込者（ご契約者）ご自身
 がご署名ください。

- お申込みの撤回などをされた場合には、お申込者などがすでに当社にお払い込みいただいた金額があるときは、その金額をお返しします。
- 当社はお申込者などに対し、お申込みの撤回などに伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回などの書面の発信時に保険金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込みの撤回などの書面の発信時に、お申込者などが保険金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

！ ご注意

- つぎの契約・取扱いなどについて、クーリング・オフをすることができません。
 - ①債務履行の担保のための保険契約
 - ②既存の保険契約の内容変更（保険金額の減額など）に関する取扱い

【9】新たな保険契約への乗換えについて

現在ご加入の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されているお客様は、以下の事項にご留意ください。

●現在ご加入の保険契約を解約・減額する際の留意事項

- ・多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。とくに、ご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権などを失うなど、ご契約者にとって不利益となる場合があります。

●新たな保険契約を申込む場合の留意事項

- ・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の告知内容などによりお断りすることがあります。また、正しく告知をされなかった場合には、保険契約が解除・取消となることもあります。
- ・新たにお申込みの保険契約の保険料については、お申込みの際の被保険者の年齢により計算されます。また、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在ご契約の保険契約と異なることがあります。
- ・新たな保険契約の責任開始日から起算して2年以内に被保険者が自殺した場合などは、死亡保険金をお支払いしません。
- ・詐欺による保険契約の取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

【10】個人情報のお取り扱いについて

- 当社は、お客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。

詳しくは、「特に重要なお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」または当社ホームページをご確認ください。

- ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
 - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務
- ※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や、その他特定共同利用を含む当社における個人情報の取り扱いの詳細については、当社ホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp>）をご覧ください。

！ご注意

- 上記の内容は作成月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【11】本人特定事項などの確認について

- 当社は、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客様の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更されたときは、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【12】他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、

「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きにしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

- ※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

2. 「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照

会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。

相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
- また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

3. 保有個人データの共同利用について

当社は、下記のとおり、当社が保有するお客様の個人データを共同利用いたします。

●共同して利用する個人データ

- (1) 太陽生命保険株式会社のお客様に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、契約内容、保険金・給付金の支払いに関する内容、当社のアンケートへのご回答、当社が提供するスマートフォン向けアプリ等のサービスのご利用

- により取得した情報など)
(2) その他下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用者の範囲

太陽生命保険株式会社、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同利用における利用目的

- (1) 当社商品・サービスの充実
(2) その他上記に関連・付随する業務

●個人データの管理について責任を有する者の名称

太陽生命保険株式会社

●共同利用者における個人データの取り扱い

株式会社太陽生命少子高齢社会研究所は、同社のプライバシーポリシーに基づき、個人データを取り扱います。詳細につきましては、下記のリンク先をご覧ください。

<https://www.taiyo-institute.co.jp/policy/>

- 当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）やその他特定共同利用を含む当社における個人情報の取り扱い、契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

【13】当社の組織形態および株式会社の運営について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように、「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【14】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

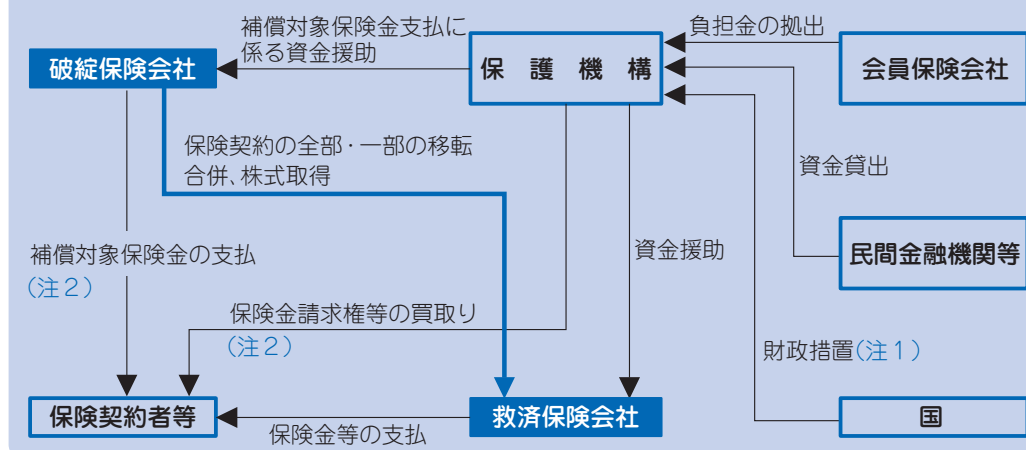
- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資

金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

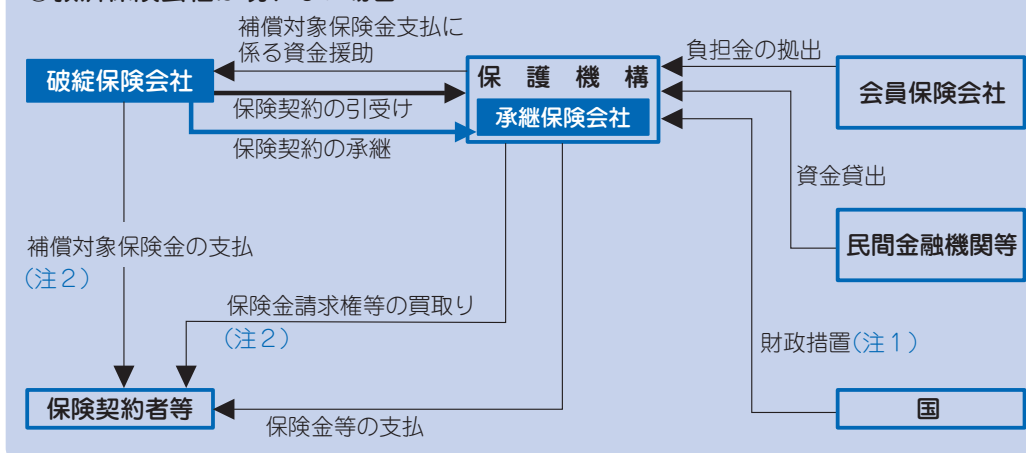
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- （※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- （※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
- 高予定利率契約の補償率
- $$= 90\% - \{ (\text{過去5年間の各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$
- （注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
- （注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- （※3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- （※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



（注1）上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、（*2）に記載の率となります。）

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

[15]「FATCA(ファトカ)」(外国口座税務コンプライアンス法)

2014年7月より、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」による確認手続きが開始されています。FATCAとは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客様が米国納税義務者であるかを確認することを求める法律です。

生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明（※1）にもとづき、お客様が生命保険契約のお申込みをする際などに米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁あてにご契約情報等の報告を行っております。

（※1）国際的な税務コンプライアンスの向上およびFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力および理解に関する声明（2013年6月発表）

FATCA におけるお客様への確認手続きについて

1. FATCAの確認手続きとは？
当社では、お客様が所定の米国納税義務者（米国籍保有者・米国居住者）であるかを確認するため、生命保険契約のお申込み時に、つぎのお手続きをお願いしております。 ①日本が唯一の税法上の居住地国かどうかをお客様ご自身に申告いただきます。 ②お客様が所定の米国納税義務者である場合、米国納税者番号を書類（様式W-9）へご記入のうえ、米国内国歳入庁への「報告に関する同意書」に自署いただきます。
2. 所定の米国納税義務者とは？
所定の米国納税義務者とは、米国税法上の納税義務がある米国籍保有者、米国居住者（※2）です。 （※2）米国での滞在期間が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と、前々年の日数の6分の1に相当する日数も加算します。 また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。
3. 契約成立後にFATCAによるご確認手続きが必要となるケースは？
ご契約が成立した後も、主につぎの場合に確認手続きが必要となります。 ①ご契約者の変更時や満期保険金・年金の支払時 等 ②米国への移住など、ご契約者の状況が変化した場合（※3） （※3）ご契約期間中に、渡米等により所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、太陽生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。
4. FATCAの確認手続きに応じただけでない場合は？
FATCAの確認手続きに応じただけでない場合、また米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、生命保険契約のお申込みをお受けすることができません。 また、ご契約者の変更時や満期保険金・年金の支払時であれば、米国内国歳入庁の要請により、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとなっています。

◆FATCAにもとづき当社が取得したお客様の個人情報、FATCA上の目的にのみ使用します。

【16】「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、2017年1月1日より、一定の生命保険契約へのお申込みをする際などに、お客様の氏名・住所、居住地国等を記載した届出書を生命保険会社へご提出いただくことがお客様に義務付けられております。

生命保険会社は、お客様からご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁（所轄の税務署長）に報告することが義務付けられております。

1. 届出書の提出とは？

当社では、生命保険契約のお申込み時につぎの届出をお願いしております。

- ①日本が唯一の税法上の居住地国かどうかをお客様ご自身に申告いただきます。
- ②お客様が外国納税義務者である場合、納税義務を有する居住地国、納税者番号等を届出書にご記入のうえご提出いただきます。

2. 税法上の居住地国とは？

税法上の居住地国とは、以下の ①および ②のように判断されますが、お客様ご自身の居住地国につきましては当社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問い合わせください。

- ①日本に住所等を有する方は日本（※4）
 - ②外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により所得税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国（※4）
- （※4）上記のいずれも該当する場合は、該当する居住地国をすべてご申告ください。

3. 契約成立後に届出書の提出が必要となるケースは？

ご契約が成立した後も、主につぎの場合に届出書のご提出が必要となります。

- ①ご契約者の変更時や満期保険金・年金の支払時 等
 - ②税法上の居住地国に異動があった場合（※5）
- （※5）ご契約期間中に居住地国に異動があった場合は、その変更になった日から3ヶ月を経過する日までに当社に変更後の届出書を提出いただく必要があります。変更がある場合は当社までご連絡ください。

4. 届出書の提出に応じていただけない場合は？

届出書の提出に応じていただけない場合、生命保険契約のお申込みをお受けすることができません。また、届出書に虚偽の申告をおこなった場合、お客様には罰則が科せられる可能性があります。

- ◆「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にもとづき当社が取得したお客様の個人情報、同制度の目的にのみ使用します。

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について

- 保険料は払込期月中に当社へお支払い込みください。お支払いにはつぎのような方法があります。
- 1. 口座振替によるお支払い
当社指定の金融機関等のご契約者が指定されたご本人名義の口座より自動的に保険料が当社に払い込まれる方法です。
詳しくは、「保険料口座振替特約」をご覧ください。太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。
- 2. 集団扱・団体扱によるお支払い
集団扱・団体扱契約の場合に、勤務先団体を経由してお支払いいただく方法です。この場合は、まとめて1枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々のご契約者にはお渡ししません。

お願い

- 保険料の払込方法の変更を希望される場合は、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお申し出ください。お申し出があった場合、当社所定の事務手続きを経て、当社所定の取扱範囲内で払込方法を変更させていただきます。

！ご注意

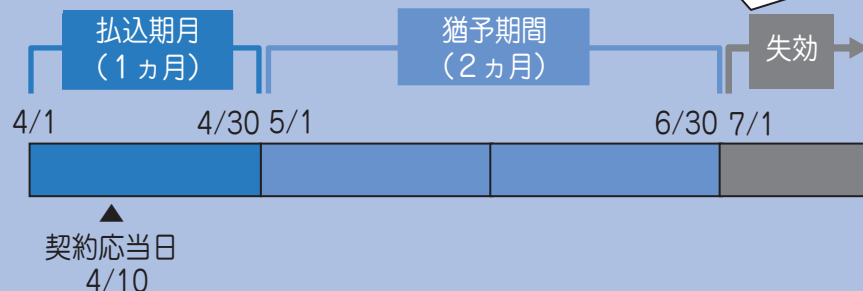
- つぎの場合により保険料の払込方法が変更されたときなどには、保険料が変更されることがあります。
 - ・ 口座振替から他の払込方法に変更されたとき
 - ・ 退職などにより所属する団体・集団から脱退されたとき
 - など

【2】払込猶予期間とご契約の効力について

- 保険料は払込期月中にお支払い込みください。払込期月中にご都合のつかない場合は、猶予期間中にお支払い込みください。保険料のお支払い込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力がなくなります（失効といいます）。
- 保険料お支払い込みの猶予期間は「払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで」です。

(例) 月払契約の場合 (4月分の保険料)

6/30までに保険料の払い込みがなかった場合



！ ご注意

- 失効したご契約でも解約払戻金を請求できることがあります。

【3】効力を失ったご契約の復活について

- 万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから2ヵ月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。
- ご契約の復活をする際のお手続きは、つぎのとおりです。
 - ・あらためて被保険者に告知をしていただきます。
 - ・当社が復活を承諾したときは、つぎの金額を一括でお払い込みいただきます。この場合、当社はつぎの金額を受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

ご契約が失効した理由	お払い込み金額
保険料が払い込まれないまま猶予期間が経過したとき	お払い込みを中止された時から復活するまでの保険料
保険料の振替貸付および契約者貸付による貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえたとき	当社所定の方法により計算した金額

！ ご注意

- つぎに該当する場合などは、復活できません。
 - ・健康状態が当社所定の基準を満たさないとき
 - ・すでに解約しているとき
- 生命保険募集人（募集代理店の担当者）には、復活を承諾する権限はありません。

【4】お払い込みが困難なときの継続方法について

保険料のお払い込みが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けただけのように、つぎのような方法があります。

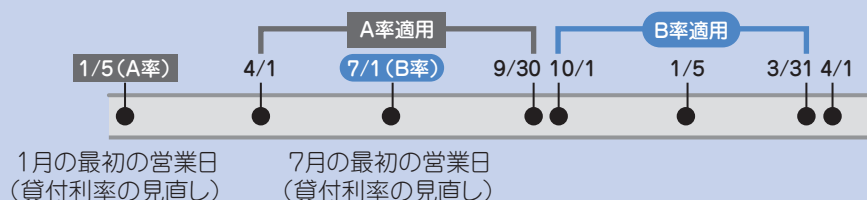
1. 一時的に保険料のご都合がつかないとき

保険料の振替貸付（当社が保険料をお立て替える制度）

- ご契約者からあらかじめお申し出があった場合で、ご契約内容が所定の要件を満たしているときは、猶予期間満了時に、2ヵ月分の保険料（*）に相当する金額を当社がお立て替えます。
- ※2ヵ月分の保険料（*）とその利息の合計額が、解約払戻金の所定の範囲内である必要があります。
- （*）保険料払込期間の最終月までの月数が2ヵ月未満のときは、1ヵ月分の保険料となります。
- お立て替えとなった場合には、保険料口座振替扱特約は消滅します。特約の消滅後は、個人扱の保険料率に変更され、その保険料率を基準にお立て替えます。
- この制度は、保険料の貸付制度であり利息をご契約者に負担いただきます。利息は当社所定の利率で複利計算します。
この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、つぎの日から変更後の利率を適用します。

	1月見直しの場合	7月見直しの場合
新たにお立て替えを行うとき	4月1日	10月1日
すでにお立て替えを行っているとき	4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日	10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日

●貸付利率の見直し時期と適用期間（イメージ）



- ◇「4/1～9/30」に適用する貸付利率（1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合）
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定（A率の適用）し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。
- ◇「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率（7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合）
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定（B率の適用）し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

！ご注意

- 貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 振替貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。ご返済は、全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。

2. 保険料の負担を軽くしたいとき

■認知症診断保険金額、死亡保険金額、生存給付金額などの減額

- 認知症診断保険金額、死亡保険金額、生存給付金額などを少なくして以後の保険料を少なくします。
 - *減額は、有効中のご契約に限り、当社所定の範囲内でお取り扱いします。
 - *死亡保険金額、生存給付金額単独での減額はお取り扱いしません。認知症診断保険金額を減額した場合に、所定の方法で減額されます。
 - *減額分はご解約されたものとしてお取り扱いします。

！ご注意

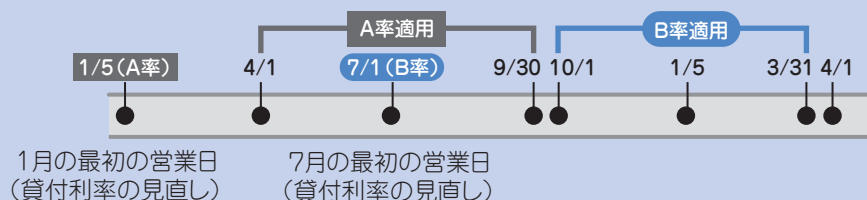
- 減額により、「保険料割引制度」の割引額に影響することがありますので、事前に当社担当職員までご相談ください。

【5】急な資金が入用ときの契約者貸付制度について

途中で急な資金が入用するとき必要な資金をお貸しする、「契約者貸付制度」をご利用いただける場合があります。

貸付金額の範囲	解約払戻金の一定の範囲内（最低1,000円以上） (注) 生存給付金額・払込年数などによりお貸付できる金額は異なります。 <u>ご契約後、短期間の場合などはお貸付できないこともあります。</u>
利息	当社所定の利率で複利計算します。 この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。
返済	全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。
精算	死亡保険金などをお支払いする場合、ご契約が消滅する場合、生存給付金額を減額する場合などには、貸付元利金が差し引かれて精算されます。

●貸付利率の見直し時期と適用期間(イメージ)



- ◇「4/1～9/30」に適用する貸付利率(1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合)
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定(A率の適用)し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。
- ◇「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率(7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合)
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定(B率の適用)し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

! ご注意

- 貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 契約者貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 契約者貸付および保険料の振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金をこえた場合は、ご返済がありませんとご契約は効力を失います。万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから2ヵ月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。

【6】ご契約内容の変更について

以下のご契約内容の変更をされるときは、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定のご請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

保険金額、給付金額の減額

- 認知症診断保険金、死亡保険金、生存給付金などについて、有効中のご契約に限り、当社所定の範囲内でお取り扱いします。
 - *死亡保険金額、生存給付金額単独での減額はお取り扱いしません。認知症診断保険金額を減額した場合に、所定の方法で減額されます。
- 減額分はご解約されたものとしてお取り扱いします。

【7】ご契約者・受取人の変更、住所などの変更、保険証券紛失・盗難

1. ご契約者・死亡保険金受取人の変更

ご契約者・死亡保険金受取人を変更される場合は、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定のご請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

●ご契約者の変更

- ・ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を他の方に変更することができます。ご契約者に変更されたときは、当社からご契約者に通知します。
- ・ご契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（死亡保険金受取人を変更する権利など）は、すべて新しいご契約者に引き継がれます。

●死亡保険金受取人の変更

- ・ご契約者は死亡保険金の支払事由が発生する前までは、被保険者の同意を得て、通知により死亡保険金受取人を変更することができます。
- ・ただし、当社がご契約者からの通知を受ける前にすでに変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしていた場合は、その後、変更後の死亡保険金受取人からの請求を受けても当社は死亡保険金をお支払いしません。
- ・ご契約者は死亡保険金の支払事由が発生する前までは、法律上の有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、被保険者の同意を得たうえで、ご契約者が死亡した後、ご契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。

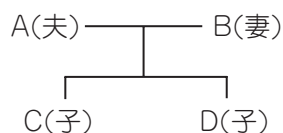
お願い

●死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡願います。

- ・新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをお願いします。
- ・死亡保険金受取人が死亡された時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が新たな死亡保険金受取人となります。具体的には、つぎのような取扱いとなります。

(例)

保険契約者・被保険者 Aさん（夫） 死亡保険金受取人 Bさん（妻）



Aさんより先にBさんが死亡し、その後Aさんが死亡した場合



Bさんが死亡した時に、Bさんの法定相続人である、AさんとCさんとDさんが死亡保険金受取人になります（ただし、死亡保険の場合は、被保険者であるAさんは実際は受取人にはなれません）。その後、Aさんが死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人になります。この場合、CさんとDさんの受取割合は均等となります。

！ ご注意

- 死亡保険金受取人の変更について
 - ・ 死亡保険金の支払事由発生後の受取人の変更はできません。
 - ・ 遺言による変更の場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。
- 生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、税法上の取り扱いが異なりますので、変更にあたっては事前に十分ご確認ください。
(税法上の取り扱いについては、「税金について」をご覧ください。)

2. 指定代理請求人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の変更をすることができます。この場合、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

3. 住所変更、改姓・改名、保険証券紛失・盗難などの際のお手続き

- つぎのような場合には、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
 - ・ 転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号が変更されたとき
 - ・ ご契約者・被保険者・受取人などが改姓または改名されたとき
 - ・ 保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

- 当社ホームページにおいても、つぎのお手続きなどが可能です。
 - ・ 住所の変更 ・ 保険証券の再発行 ・ 指定代理請求特約の中途付加

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

- ※ 上記のお取扱いは作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【8】ご解約と解約払戻金について**1. ご解約について**

- この保険の解約は将来に向かっていつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。
- 一旦解約後あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によってはご加入いただけない場合があります。

2. 解約払戻金について

- この保険の解約払戻金は、本則・特則（生存給付金特則・支払金額変更特則）に応じて、つぎのとおりです。

本則・特則	解約払戻金
本則・支払金額変更特則	ありません
生存給付金特則	払込年月数に応じた所定の金額

- 生命保険では、一般的に払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積立てられているのではなく、その一部は保険金の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。したがって、解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。とくに契約後しばらくの間は保険料の大部分が保険金への支払や、販売・保険証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 生存給付金特則・支払金額変更特則のみを解約することはできません。

解約払戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年月数などによって異なります。

3. 解約した場合の特約などのお取扱い

- 主契約（本則）を解約されますと、主契約（本則）に付加された特約・特則も同時に解約となります。

4. 解約払戻金のご請求およびお支払時期について

- ご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。
- 効力のなくなったご契約（失効契約）についても解約払戻金をお支払いできる場合があります。
- ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご相談ください。

・お金がご入用のとき・・・契約者貸付制度があります。
・お払い込みが困難なとき・・・保険金・給付金などの減額などがあります。

- 当社より、解約払戻金のご請求にあたってのご案内およびご請求に必要な当社所定の請求書類をお届けします。必要事項をご記入のうえ、ご案内した必要書類とともに、当社にご提出ください。
- 請求書類が当社に到着した日（*1）の翌日から起算して、5営業日以内（*2）にお支払いします。
この期間を経過して解約払戻金をお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

（*1）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（*2）営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。（作成月現在）

- ・土曜日・日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月30日から翌年1月4日まで

お願い

- ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から契約を解約して欲しい旨のお申し出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からのお申し出が必要です。

【9】契約者配当金について

- この保険は無配当です。契約者配当金はありません。

【10】受取人によるご契約の継続について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人など（以下、債権者など）が、解約払戻金などの差押えを目的として、この保険の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から1ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。
- 債権者などから当社にこの保険の解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨をご連絡します。
なお、上記の解約の請求があった場合でも、所定の要件を満たしている死亡保険金受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当額（*）を債権者などに支払う（介入する）ことでご契約を継続することができます。

（*）解約払戻金相当額とは、債権者などからの解約通知が当社に到着した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者などに支払うべき金額のことをいいます。

【11】ご契約後のお手続き・ご相談に関する窓口

1. 太陽生命お客様サービスセンターについて

- ご契約後のご照会、各種お手続きのお申し出および請求書類のお取り寄せなどについては、太陽生命お客様サービスセンターまでお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター

電話番号 **0120-97-2111**（通話無料）
営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時
（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

！ご注意

- 太陽生命お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

2. （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書・来訪などにより生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。
（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っています。

税金について

！ ご注意

- 本項記載の税務のお取扱いは、作成月現在の税制にもとづいています。
今後、税制の改正、解釈の変更などにより、記載の内容が変更されることがあります。
また、個別の税務のお取り扱いについては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご参照いただくか、最寄りの税務署などにお問い合わせください。

【1】生命保険料控除について

- 生命保険料控除には、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除があります。
- この保険においてお払い込みいただいた保険料は、**「一般生命保険料控除」の対象**となり、年間払込保険料（*）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。
（*）年間払込保険料とは、当年中（1月から12月まで）にお払い込みいただいた保険料です。
（以下、同様とします）
- 生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項目	内容
対象となる保険契約	・ 受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方、またはその配偶者もしくはその他の親族のご契約に限ります。
対象となる保険料	・ 年間払込保険料の合計額です。

- 生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社から郵送される「生命保険料控除証明書」が必要になりますので、大切に保管してください。

■ 所得税の所得控除額

一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれ下表のと通りの金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	（年間払込保険料×1/2）+ 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	（年間払込保険料×1/4）+ 20,000円
80,000円をこえるとき	一律 40,000円

■住民税の所得控除額

一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれ下表のとおり金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律 28,000円

！ご注意

- この生命保険料控除の内容は、契約日が2012年1月1日以降のご契約に適用されます。
- 契約日が2011年12月31日以前のご契約がある場合、上記と異なる取扱となる場合があります。

【2】保険金・給付金などの税法上のお取り扱い

1. 認知症診断保険金の非課税扱い

- 認知症診断保険金は、非課税となります。

※指定代理請求人が被保険者の代わりに認知症診断保険金を受け取った場合も非課税となります。

2. 死亡保険金の税法上のお取り扱い

- ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、つぎのとおり、お受け取りになる死亡保険金にかかる税金が異なります。

[普通死亡保険金・災害死亡保険金をお受け取りのとき]

契約形態	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	本人	本人	配偶者 (子)	相続税 (* 1)
ご契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者 (子)	本人	所得税 (一時所得) + (* 2) 住 民 税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人の場合	本人	配偶者 (子)	子 (配偶者)	贈与税

(* 1) 死亡保険金 (他の保険および共済を含み、保険契約および共済契約が複数ある場合は合算します) に相続税が課税されますが、所定の金額までは非課税扱い (法定相続人が取得した場合、500万円×法定相続人数までの金額が非課税) となります。

(* 2) $[(\text{収入 (死亡保険金額)} - \text{必要経費 (払込保険料)}) - \text{特別控除 (50万円)}] \times 1/2$ が課税所得になります。50万円の特別控除はその年の他の一時所得を合算したうえで適用されず。

3. 生存給付金の税法上のお取り扱い

- 所得税（一時所得）（*1） + 住民税 が課税されます

契約形態	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者（子）	本人	所得税（一時所得） + （*1） 住 民 税

（*1）〔収入（生存給付金）－必要経費（払込保険料）〕－特別控除（50万円）〕×1/2が課税所得になります。50万円の特別控除はその年の他の一時所得を合算したうえで適用されます。

！ご注意

- 2037年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1%があわせて課されます。

免責事由一覧

【1】保険金を支払わない場合

保険金名称	免責事由
認知症診断保険金	・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の薬物依存（*1） ・ 戦争その他の変乱（*2）
災害死亡保険金	・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の故意または重大な過失 ・ 死亡保険受取人の故意または重大な過失（*3） ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 地震、噴火または津波（*2） ・ 戦争その他の変乱（*2）
普通死亡保険金	・ 責任開始期の属する日（契約日・復活日など）から起算して2年以内の自殺（*4） ・ 保険契約者の故意・死亡保険金受取人の故意（*3） ・ 戦争その他の変乱（*2）

（*1）対象となる薬物依存については、総則別表24の「薬物依存」をご覧ください。

（*2）保険の計算の基礎に及ぼす影響の程度により、お支払いすることがあります。

（*3）被保険者を死亡させた受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合は、死亡保険金の残額を他の受取人に支払い、支払わない部分の（当社の定める方法により計算した）責任準備金（責任準備金の金額が、普通死亡保険金の金額を上回る場合には、普通死亡保険金の金額）はご契約者にお支払いします。（死亡保険金受取人が保険契約者の場合は、保険契約者の故意となり保険金は支払われません。）

（*4）自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる場合には、普通死亡保険金をお支払いすることがありますので、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【2】保険料のお払い込みを免除しない場合

保険料のお払い込みを 免除する場合 (払込免除事由)	保険料のお払い込みを免除しない場合（免責事由）
不慮の事故による 所定の高度障害状態	・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 地震、噴火または津波（*） ・ 戦争その他の変乱（*）
不慮の事故による 所定の身体障害状態	

（*）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部のお払い込みを免除することがあります。

約款をお読みいただくに際して

【1】約款をお読みいただくに際して

この約款をお読みいただく際の参考としてください。なお、当社の定める取扱基準などは、将来変更することがあります。

■保険料期間について

保険料期間	【例】 契約日が4月1日で、8月分の保険料期間
当月の契約応当日から 翌月の契約応当日の前日まで	保険料期間は8月1日～8月31日まで

■解約払戻金について

当社の定める方法によって計算される解約払戻金については、保険証券に記載の商品別の「解約払戻金額例表」をご覧ください。

■保険契約者に対する貸付（契約者貸付）について

契約者貸付の貸付利率は、当社ホームページをご覧ください。か、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

■総則規定・総則別表について

各保険に共通の規定は、取扱総則規定約款（総則規定といいます）に記載されています。なお、総則規定の別表を総則別表といいます。

取扱総則規定約款

2020年11月1日改正

(この規定の趣旨)

この取扱総則規定約款は、この取扱総則規定約款を適用することを各普通保険約款に定める保険契約を締結する場合に適用され、各普通保険約款における共通の取扱について規定しています。

この取扱総則規定約款が適用される保険契約の普通保険約款は、締結する保険契約に応じて、各普通保険約款および取扱総則規定約款で構成され、各普通保険約款および取扱総則規定約款が同時に適用されるものとします。

第1節 用語の定義

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この規定において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
給付金（額）等	各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。
総則別表	この規定の別表のことをいいます。
請求書類別表	この規定の請求書類別表のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
死亡保険金等	死亡給付金、満期保険金、遺族年金、遺族給付金ならびに無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当終身認知症・生活介護年金保険契約の死亡一時金を含みます。

② この規定において使用する保険種類の名称には、同じ名称の中で特に区別する場合を除いて、付されている番号、「（無解約払戻金型）」および「（低解約払戻金型）」の表示を省略して記載します。

2. 給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由

(給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由)

第2条 保険契約における給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由に関する規定については、各普通保険約款の第1編（普通規定）または特則に定めるものとします。

第2節 会社の責任開始期

1. 会社の責任開始期

(会社の責任開始期)

第3条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
 - ③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。
 - ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記

載した保険証券を交付します。

- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金等（死亡払戻金を含みます。）の受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）
 - (6) 保険期間
 - (7) 遡増期間
 - (8) 給付金額等およびその支払方法
 - (9) 年金倍率
 - (10) 保険料およびその払込方法
 - (11) 契約日
 - (12) 保険証券を作成した年月日
- ⑤ 保険料一時払の保険契約のときは、第1項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

第3節 保険料の払込

1. 保険料の払込

（保険料の払込）

- 第4条 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- ② 第2回以後の保険料が払込期月中に払い込まれなかった場合、会社は保険契約者につぎの事項を通知します。
- (1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
 - (2) 猶予期間
 - (3) 猶予期間の満了する日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間の満了する日の翌日から保険契約が効力を失うこと
- ③ 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約もしくは特約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料（特約が消滅したときは、その払込を要しなくなった金額）を保険契約者に払い戻します。ただし、給付金等（死亡払戻金を含み、保険契約または特約の消滅をとともうものおよび年金にかざります。）を支払うときは、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除き、給付金等（死亡払戻金を含みます。）とともにその受取人に払い戻します。
- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者（死亡払戻金を支払う場合で、死亡払戻金受取人を指定している場合は死亡払戻金受取人）は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑥ 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（保険料払込の猶予期間）第4項の規定を準用します。
- ⑦ つぎの各号により保険料が会社の定める金額に満たなくなる場合、会社の定める範囲内で保険料の前納により払い込むことを要します。
- (1) 給付金額等の減額が行われたとき
 - (2) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき

（保険料の払込方法（経路））

- 第5条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかざります。）
 - (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にか

ぎります。)

(6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

- ② 前項第2号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第7条第1項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。
- ③ 第1項第2号の方法による場合、第7条第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
- ⑤ 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号、第3号、第5号または第6号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎりません。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一であることを要します。

2. 保険料の前納

（保険料の前納）

第6条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて6か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割り引きします。

- ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
- ③ つぎの各号の場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 将来の保険料の払込を要しなくなったとき
 - (3) 無配当個人年金保険契約または無配当長寿生存年金保険契約（以下「個人年金保険契約等」といいます。）の年金支払開始日が到来するとき（ただし、あらかじめ保険契約者から申出がないときは、保険契約の責任準備金に充当し、会社の定める方法により、新たに年金の金額を定めます。）
- ④ 前項第1号の場合、つぎの各号の給付金等を支払うときは、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）とともにその受取人に払い戻します。ただし、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときは除きます。
 - (1) 保険契約の消滅をともし給付金等
 - (2) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、個人年金保険契約等の年金を除きます。）
- ⑤ 特則の給付金が支払われたことにより特則が消滅した場合、特則部分の前納保険料の残額があるときは、払い戻すべき金額を給付金等とともにその受取人に払い戻します。

3. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第7条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

- ② 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する給付金等（死亡払戻金を含みます。）があるときは、その給付金等を支払います。
- ④ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の失効）

第8条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約払戻金があるときは、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を請求することができます。

4. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

第9条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約の解約後は、保険契約を復活することはできません。

- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－1）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 前条の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。
- ④ 第21条（保険契約者に対する貸付）第6項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。
- ⑤ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の復活を承諾した後に第3項および前項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
 - (2) 第3項および前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑥ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

第4節 保険契約の解除等

1. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

第10条 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

- ② 保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、保険契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

2. 告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第11条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第12条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその給付金等の受取人が証明したときは、会社は、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- ⑤ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第13条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（満期保険金を除く死亡保険金等の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号ア. からオ. までに該当したのが給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項および前項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- ④ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金等を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない給付金等に対応する部分については前項の規定を適用します。この場合、その部分に解約払戻金があるときには、その部分の各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑥ 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約または無配当終身生活介護年金保険契約、無配当終身生活介護年金保険〔I型〕契約もしくは無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）または無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険(001)契約、無配当就業不能

収入保障保険〔Ⅰ型〕契約もしくは無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約（以下「収入保障保険契約」といいます。）の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。
 - (2) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に第3項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。
 - (3) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第4項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。
- ⑦ 会社は、支払事由が生じた給付金等について各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める据置払または分割払の取扱を開始した後に第1項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第3項および第4項中、「保険契約者」とあるのは「給付金等の受取人」と読み替えて適用します。
 - (2) 第4項中、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「据え置かれている給付金等（給付金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払による給付金等の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

第5節 保険契約内容の変更

1. 給付金額等の減額

（給付金額等の減額）

第15条 保険契約者は、将来に向かって、給付金額等を減額することができます。ただし、減額後の給付金額等が会社の定める金額に満たないときは、給付金額等の減額を取り扱いません。

- ② 給付金額等の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 給付金額等が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 給付金額等が減額されたときは、保険契約者に通知します。

2. 保険期間の変更

（保険期間の変更）

第16条 保険期間の変更は取り扱いません。

3. 保険料払込期間の変更

（保険料払込期間の変更）

第17条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、保険料払込期間を変更することができます。

- ② 保険料払込期間の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 会社が保険料払込期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。
- ④ 保険料払込期間が変更されたときは、保険契約者に通知します。

第6節 保険契約の更新

1. 保険契約の更新

（保険契約の更新）

第18条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。）前までに申し出るにより、保険

契約を保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新することができます。

- ② 前項のほか、保険料の払込が免除されている保険契約は、保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、更新日に更新されます。
- ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
 - (3) つぎの各号のいずれかの保険契約において、保険料の払込が免除されているとき
 - ア. 無配当積立保険
 - イ. 無配当養老保険
 - ウ. 無配当生存給付金付定期保険
 - (4) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ④ つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、更新前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
 - (1) 保険期間
 - (2) 保険契約の型
 - (3) 支払限度の型
 - (4) 生存給付金の形式
 - (5) 年金支払満了年齢
 - (6) 最低支払保証期間
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、第1項に定める保険契約の更新の申出の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。
 - (2) 保険期間を更新前と同一とすると第3項第2号に該当するときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
会社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。
 - イ. 前ア. 以外であるとき
保険契約は更新することができません。
- ⑥ 更新後の給付金額等は、更新前の給付金額等と同一とします。ただし、保険契約者から保険期間の満了する日の2週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、給付金額等を変更して更新することができます。
- ⑦ 更新後の保険料または給付金額等は、更新日における被保険者の年齢により計算します。
- ⑧ 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑨ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑩ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。
- ⑪ 更新後の保険契約については、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑫ 保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
 - (1) 給付金等（満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。）の支払
 - (2) 給付金等の支払限度
 - (3) 保険料の払込免除
 - (4) 告知義務および告知義務違反による解除
 - (5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効
 - ア. 無配当ガン保険
 - イ. 無配当ガン入院保険
 - ウ. 無配当ガン先進医療保険
 - (6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
 - ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険
 - イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険
 - ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険
 - エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険
 - (7) この保険契約がつぎの場合の、認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効
 - ア. 軽度認知障害保険金特則が付加された無配当選択緩和型認知症治療保険
 - イ. 支払金額変更特則または軽度認知障害保険金特則が付加された無配当選択緩和型認知症診断保険

(8) 削減期間

- ⑬ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。
- ⑭ 保険料一時払の保険契約に更新する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。
- ⑮ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料一時払の保険契約を保険料月払の保険契約に変更することができます。この場合、第12項第3号の規定にかかわらず、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱いません。
- ⑯ 第3項第4号の規定により保険契約が更新されないときは、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。
- ⑰ 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

第7節 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 保険期間が終身の保険契約への変更

(保険期間が終身の保険契約への変更)

第19条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険期間が終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

- ② 前項の場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。
- ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 変更前契約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
 - (3) 変更前契約に特別条件が付加されている場合。ただし、特定疾病・部位不担保法の場合で、その不担保期間が満了しているときを除きます。
 - (4) 変更前契約の保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
 - (5) 変更日に会社がこの保険契約（保険期間が終身の保険契約のことをいいます。）の締結を取り扱っていない場合
- ④ 前項第5号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。
- ⑤ 変更後契約の給付金額等は、変更前契約の給付金額等の同額以下とします。ただし、変更後契約の給付金額等は、会社の定める範囲内であることを要します。
- ⑥ 変更後契約の保険契約の型および支払限度の型は、変更前契約の保険契約の型および支払限度の型と同一とします。
- ⑦ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- ⑧ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑨ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑩ 変更後契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。
- ⑪ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
 - (1) 給付金等の支払
 - (2) 給付金等の支払限度
 - (3) 保険料の払込免除
 - (4) 告知義務および告知義務違反による解除
 - (5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効
 - ア. 無配当ガン保険
 - イ. 無配当ガン入院保険
 - ウ. 無配当ガン先進医療保険
 - (6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
 - ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険
 - イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険
 - ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険

工. 無配当選択緩和型認知症診断保険

(7) この保険契約がつぎの場合の、認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効

ア. 軽度認知障害保険金特則が付加された無配当選択緩和型認知症治療保険

イ. 支払金額変更特則または軽度認知障害保険金特則が付加された無配当選択緩和型認知症診断保険

(8) 削減期間

- ⑫ 保険契約者は、本条の変更の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。
- ⑬ 保険料一時払の保険契約に変更する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。
- ⑭ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付

1. 保険料の振替貸付

(保険料の振替貸付)

第20条 保険料が第7条第1項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後2か月分の保険料（保険料払込期間の最終月までの月数が2か月未満のときは、1か月分の保険料）に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

- ② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第5項第1号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。
 - (1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）
 - (2) すでに本条または次条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ③ 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－4）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。
 - (1) 会社所定の利率で計算します。
 - (2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。
 - (3) 保険料の払込を要しなくなった保険契約においては、保険料払込中の保険契約に準じて取り扱います。
- ⑤ すでに本条の貸付金がある保険契約について、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。
 - (2) 前号の場合、前項第2号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。
- ⑥ 保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または特則が消滅したとき
 - (2) 給付金額等を減額したとき
 - (3) 保険料払込期間を変更したとき
- ⑦ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。
- ⑧ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。

2. 保険契約者に対する貸付

(保険契約者に対する貸付)

第21条 保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。

- (1) 各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）のうち会社の定める範囲内の金額
- (2) すでに前条または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額

- ② 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－５）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。
- ④ つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または特則が消滅したとき
 - (2) 給付金額等を減額したとき
 - (3) 保険料払込期間を変更したとき
- ⑤ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。
- ⑥ 前条および本条による貸付金の元利合計額が、各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）をこえたときは、保険契約は効力を失います。
- ⑦ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第１回の終身生活介護年金の金額（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合で、第１回の終身生活介護年金とともに支払われる金銭を含みます。）をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。
 - (2) 第１回の終身生活介護年金の支払事由発生後は、新たに本条による貸付は取り扱いません。

第９節 契約者配当金

１．契約者配当金

（契約者配当金）

第22条 この保険契約には、契約者配当金はありません。

第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人

１．保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更

（保険契約者の変更）

第23条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類別表（②－６）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 保険契約者に変更されたときは、保険契約者に通知します。

（死亡保険金等の受取人の変更）

第24条 保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。

- (1) 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡保険金等受取人、死亡給付金等受取人および遺族年金受取人
- (2) 満期保険金受取人
- ② 各普通保険約款において、給付金等の受取人を保険契約者または被保険者に限定している場合には、給付金等の受取人の変更を取り扱いません。
- ③ 第１項第１号の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。ただし、つぎのすべてを満たす場合を除きます。
 - (1) ガン死亡保険金または災害死亡保険金の死亡保険金受取人の変更の場合
 - (2) 変更後の受取人が被保険者の相続人である場合
- ④ 給付金等の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金等の受取人とします。
- ⑤ 前項の規定により給付金等の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金等の受取人となった者のうち生存している他の給付金等の受取人を給付金等の受取人とします。
- ⑥ 第４項および前項により給付金等の受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑦ 死亡保険金等の受取人の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－７）に定める書類を会社に提出し

てください。

- ⑧ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による死亡保険金等の受取人の変更)

第25条 前条に定めるほか、保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡保険金等の受取人の変更をすることができます。

- ② 前項の受取人の変更は、前条第3項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。
- ③ 本条による死亡保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人は、請求書類別表（②－7）に定める書類を会社に提出してください。

2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者

(保険契約者の代表者)

第26条 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

(死亡保険金等の受取人の代表者)

第27条 死亡保険金等の受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金等の受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金等の受取人の1人に対して行った行為は、他の死亡保険金等の受取人に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者の住所または集金場所の変更

(保険契約者の住所または集金場所の変更)

第28条 保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第11節 契約内容の登録

1. 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第29条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 死亡保険金もしくは災害死亡保険金の金額または入院給付金の種類ならびに日額
- (3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下第2項において同様とします。）
- (4) 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある特約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約（入院給付金は対象から除きます。）が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるもの

とします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、入院給付金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、入院共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続

1. 給付金等の受取人による保険契約の存続

（給付金等の受取人による保険契約の存続）

第30条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

(3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと

- ③ 前項の場合、給付金等の受取人は、請求書類別表（②-11）に定める書類を会社に提出してください。

- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第7項までのとおり取り扱います。

(1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

(2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

(3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

(4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

ア. 生存を支払事由とする給付金等

イ. 解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等

ウ. 特則の給付金等

(5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、第8項に該当するものを除きます。）

- ⑤ 前項第1号から第3号までの場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

- ⑥ 第4項第4号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合

ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合

ア. 当該支払うべき金額を債権者等に支払います。

イ. 当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第2項本文の金額は、前ア. の金額を差し引いた金額とします。

ウ. 第1項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

⑦ 第4項第5号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合

ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合

ア. 当該支払うべき金額は、第1回および第2回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。

イ. 保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。ただし、終身生活介護年金保険契約の場合を除きます。

⑧ 個人年金保険契約等および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約において、第1項の解約の効力を生じる日が、年金支払開始日以後となる場合、第1項から前項までの規定は適用せず、保険契約の解約を取り扱うものとします。

⑨ 無配当終身認知症・生活介護年金保険契約において、保険契約の型がⅢ型の場合、終身生活介護年金支払開始日以後は本条の「解約」を「型の変更」と読み替えて適用します。（第4項第4号を除きます。）

第13節 その他

1. 被保険者の業務、転居および旅行

（被保険者の業務、転居および旅行）

第31条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居もしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料もしくは給付金額等の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第32条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。

② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第33条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

3. 時効

（時効）

第34条 給付金等、解約払戻金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

4. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

第35条 この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- ② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

5. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込

（デビットカードによる保険料等の払込）

第36条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。

（クレジットカードによる保険料等の払込）

第37条 保険契約者は、会社の指定したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）を使用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社が指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行ったうえで、指定カードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用するときは、クレジットカード利用票を作成した時）に保険料等が払い込まれたものとしします。
- ③ 会社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの条件をすべて満たすときは、保険料等の払込はなかったものとして取り扱います。
- （1）会社が、会社と保険料等のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）から保険料等を受け取ることができないこと
- （2）提携カード会社が指定カードの名義人から保険料等を受け取ることができないこと
- ④ 前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- （1）本条の取扱に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
- （2）保険契約者は、会社の指定する日までに、保険料等を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則

（給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則）

第38条 保険組立特約条項の規定により同じ取扱を行う保険契約について、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）の請求が行われ、その請求に必要な書類が提出された場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- （1）提出された書類から会社が支払事由（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）に該当すると判断でき、かつ、つぎのすべてを満たす他の給付金等がある場合、その請求が給付金等の受取人から同時に行われたものとして取り扱います。
- ア. 給付金等の受取人が同一であること
- イ. 保険種類および名称が同一の給付金等または請求書類別表③に該当する給付金等であること
- （2）提出された書類から会社が保険料の払込免除事由に該当すると判断できるときは、その保険料の払込免除の請求が保険契約者から同時に行われたものとして取り扱います。

7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

（情報端末による保険契約の申込等に関する特則）

第39条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- （1）保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとしします。
- （2）保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとしします。
- ② 会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

8. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則

（インターネットによる保険契約の申込等に関する特則）

第40条 保険契約者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込および告知（以下「保険契約の申込等」といいます。）をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 被保険者は、保険契約者と同一人とします。
- (2) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、会社が電磁的方法により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。
- (4) 会社は、第2号および前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込等があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込等の内容を保険契約者または被保険者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

9. 既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則

（既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則）

第41条 保険契約者は、すでにある会社の定める保険契約（以下本条において「既契約」といいます。）の保険期間が満了する日の2週間前（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することができます。）までに申し出ることにより、会社の承諾を得て、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

- (1) この保険契約の契約日は、第3条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、既契約の保険期間の満了する日の翌日とします。
 - (2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間にこの保険契約の保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ② この保険契約の責任開始の日が既契約の保険期間の満了する日の翌日以降となる場合には、前項の規定は適用しません。

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

- (1) 認知症診断保険金
被保険者が器質性認知症と診断確定されたときにお支払いします。
- (2) 保険料の払込免除
被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故による傷害により高度障害状態または所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。
- (3) 死亡保険金（生存給付金特則を付加した場合）
被保険者が死亡したときにお支払いします。
- (4) 生存給付金（生存給付金特則を付加した場合）
被保険者が保険期間中の所定の日の満了時に生存しているときにお支払いします。
- (5) 満期保険金（生存給付金特則を付加し、保険期間が有期の場合）
被保険者が保険期間満了時に生存しているときにお支払いします。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。
削減期間	保険金を削減して支払う、契約日から起算して1年を経過する年単位の契約応当日の前日までの期間のことをいいます。
生存給付金支払開始日	第1回の生存給付金が支払われることとなる、契約日から起算して1年を経過する年単位の契約応当日のことをいいます。
生存給付金支払日	第1回の生存給付金については生存給付金支払開始日をいい、第2回以後の生存給付金については、保険期間中の生存給付金支払開始日の2年ごとの応当日をいいます。
認知症診断責任開始日	契約日から起算して90日を経過した日の翌日のことをいいます。

2. 保険金の支払および免責事由

(保険金の支払)

第2条 この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
認知症診断 保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて器質性認知症（総則別表33）に該当し、器質性認知症と医師によって診断確定されたとき（総則別表33）	(1) 削減期間中に支払事由に該当した場合 認知症診断保険金額 の50%	被保険者
		(2) 削減期間経過後に支払事由に 該当した場合 認知症診断保険金額	

(保険金の免責事由)

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

名称	免責事由
認知症診断保険金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱

(保険金の支払に関する補則)

第4条 保険契約者が法人の場合、第2条（保険金の支払）の規定にかかわらず、認知症診断保険金の受取人は保険契約者とします。ただし、生存給付金特則を付加した場合で、死亡保険金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。

- ② 被保険者が戦争その他の変乱により器質性認知症と医師に診断確定された場合でも、その原因により器質性認知症と医師に診断確定された被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、認知症診断保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ③ 保険契約は、認知症診断保険金を支払った場合には、その認知症診断保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
- ④ 認知症診断保険金が支払われたことにより、この保険契約が消滅した場合には、保険契約者に通知します。

(保険契約の消滅)

第5条 被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

(保険金の請求、支払時期および支払場所)

第6条 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。

- ② 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

保険金の名称	請求書類別表の番号
認知症診断保険金	(①－20)

- ③ 保険金は、その請求に必要な書類が会社へ到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社へ提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社へ到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第7条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、つぎの各号のいずれかに該当したとき (1) 高度障害状態（総則別表2） (2) 身体障害状態（総則別表3）	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料

- ② 前項の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態または身体障害状態のいずれかに該当したときも同様とします。

- ③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

- ④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。

- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

(保険料の払込を免除しない場合)

第8条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
身体障害状態 (総則別表3)	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

(1) 地震、噴火または津波

(2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第9条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社へ通知してください。

② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第6条(保険金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第10条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目		適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義		○	
第2節 会社の責任開始期		○	
第3節 保険料の払込	1. 保険料の払込	○	
	2. 保険料の前納	○	
	3. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	○	
	4. 保険契約の復活		○
第4節 保険契約の解除等		○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○	
	2. 保険期間の変更		○
	3. 保険料払込期間の変更		○
第6節 保険契約の更新		○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		○	
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付			○
第9節 契約者配当金		○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人		○	

取扱総則規定約款 項目		適用する 規定	適用しない 規定
第11節 契約内容の登録	1. 生存給付金特則を付加しない場合		○
	2. 生存給付金特則を付加した場合	○	
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続		○	
第13節 その他		○	
別表		○	
請求書類別表		○	

- ② 前項の規定により総則規定を適用しない、保険契約の復活については第14条（保険契約の復活）の規定を、保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付については生存給付金特則第8条（保険料の振替貸付）および生存給付金特則第9条（保険契約者に対する貸付）の規定を適用します。

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第11条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

- ② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第13条 この保険契約には、解約払戻金はありません。

4. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

第14条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して2か月以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、第12条（解約）の規定により保険契約を解約したときは、保険契約を復活することはできません。

- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－1）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 総則規定に定める保険契約の失効の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。
- ④ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
- (1) 保険契約の復活を承諾した後に前項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
 - (2) 前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑤ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

5. 責任開始期前の器質性認知症該当による無効

（責任開始期前の器質性認知症該当による無効）

第15条 この保険契約の締結または復活の際に、認知症診断保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項に被保険者が該当していた場合には、保険契約者または被保険

者のその事実の知、不知にかかわらず、会社はこの保険契約を無効とします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) すでに払い込まれた保険料は、つぎに定めるところにより取り扱います。

ア. 告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。

イ. 告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。

(2) 本条の適用がある場合には、総則規定のうち、つぎの規定は適用しません。

ア. 告知義務違反による解除

イ. 重大事由による解除

(3) この保険契約の責任開始期の属する日から起算して5年以内に、認知症診断保険金の支払事由が生じなかった場合には、会社は本項の規定による無効を適用しません。この場合、責任開始期の属する日から起算して5年を経過した後に認知症診断保険金の支払事由が生じたときには、その器質性認知症は責任開始期以後に該当したものとみなします。

生存給付金特則

(特則の付加)

第1条 保険契約者は、保険契約の締結または更新の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

(死亡保険金、生存給付金および満期保険金の支払)

第2条 この特則において支払う死亡保険金、生存給付金および満期保険金は、つぎのとおりです。

名称		支払事由	支払金額	受取人
死亡 保 険 金	災 害 死 亡 保 険 金	被保険者が削減期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害（ただし、不慮の事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎります。） (2) 責任開始期以後に発病した感染症（総則別表4）	死亡保険金額	死 亡 保 険 金 受 取 人
	普 通 死 亡 保 険 金	被保険者が保険期間中に、本条に定める災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡したとき	(1) 削減期間中に死亡した場合 死亡保険金額の50%	
			(2) 削減期間経過後に死亡した場合 死亡保険金額	

名称		支払事由	支払金額	受取人
生存給付金	第1回の生存給付金	被保険者が、生存給付金支払開始日の前日の満了時に生存しているとき	生存給付金額	保険契約者
	第2回以後の生存給付金	被保険者が、生存給付金支払日の前日の満了時に生存しているとき		
満期保険金		被保険者が、この特則を付加した保険契約（以下この特則において「この保険契約」といいます。）の保険期間満了時に生存しているとき。ただし、この保険契約の保険期間が有期の場合にかぎりします。	満期保険金額	

（死亡保険金の免責事由）

第3条 つぎのいずれかにより、前条の死亡保険金の支払事由に該当したときは、死亡保険金を支払いません。

名称	免責事由
災害死亡保険金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
普通死亡保険金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

（死亡保険金の支払に関する補則）

第4条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

- ② 会社が生存給付金を支払った場合で、その生存給付金の生存給付金支払日前にすでに被保険者が死亡していたときは、会社は、その支払った金額を死亡保険金から差し引きます。
- ③ 災害死亡保険金が支払われた場合には、普通死亡保険金は支払いません。
- ④ 免責事由に該当したことにより災害死亡保険金が支払われない場合には、普通死亡保険金の支払事由が生じたものとみなして、第2条（死亡保険金、生存給付金および満期保険金の支払）の規定を適用します。

- ⑤ 死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算したこの特則の責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑥ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この特則の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、この特則の責任準備金を下回ることはありません。
- ⑦ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、普通死亡保険金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算したこの特則の責任準備金を保険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
 - (2) 死亡保険金受取人の故意
 - (3) 戦争その他の変乱
- ⑧ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金が支払われないときは、この特則の責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑨ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- (1) 受給者が死亡保険金の請求内容を了知していることが確認できる書類
 - (2) 受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
 - (3) 受給者について受給者本人であることを保険契約者である団体が確認したことがわかる書類

（死亡保険金および満期保険金の支払方法の選択）

- 第5条 保険契約者（死亡保険金の支払事由発生後はその受取人）は、死亡保険金および満期保険金（死亡保険金および満期保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。
- ② 前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
 - ③ 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
 - ④ 保険契約者（死亡保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
 - ⑤ 死亡保険金および満期保険金（死亡保険金および満期保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（死亡保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

（特則を付加した場合の取扱）

- 第6条 この特則の保険期間および保険料払込期間は、この保険契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- ② 認知症診断保険金が支払われたことにより本則が消滅する場合、この特則の責任準備金を認知症診断保険金とともにその受取人に支払い、この特則は消滅します。
 - ③ この特則のみの解約および死亡保険金額、生存給付金額または満期保険金額の減額は取り扱いません。
 - ④ 認知症診断保険金額が減額されたときは、死亡保険金額、生存給付金額および満期保険金額は同じ割合で減額されるものとします。
 - ⑤ この保険契約が更新されるときは、この特則も更新されます。ただし、更新前のこの保険契約の保険料の払込が免除されている場合は、この特則は更新されません。
 - ⑥ 更新後のこの特則の死亡保険金額、生存給付金額および満期保険金額の認知症診断保険金額に対する割合は更新前と同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後のこの特則の死亡保険金額、生存給付金額および満期保険金額の認知症診断保険金額に対する割合を変更することができます。
 - ⑦ この保険契約が保険期間が終身のこの保険契約に変更されるときは、この特則の保険期間も終身に変更されます。
 - ⑧ 前項による変更後のこの特則の死亡保険金額および生存給付金額の認知症診断保険金額に対する割合は変更前と同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、変更後のこの特則の死亡保険金額および生存給付金額の認知症診断保険金額に対する割合を変更することができます。
 - ⑨ 死亡保険金、生存給付金または満期保険金の請求等については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 死亡保険金、生存給付金または満期保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

保険金および給付金の名称	請求書類別表の番号
普通死亡保険金	(①－１)
災害死亡保険金	(①－２)
生存給付金	(①－１３)
満期保険金	(①－５)

(2) 前号の規定にかかわらず、つぎのすべてに該当する場合で、会社所定の取扱条件を満たしたときは、会社は、生存給付金支払日に保険契約者から生存給付金の請求があったものとして取り扱います。ただし、前号の死亡保険金の支払事由が生じた旨の通知が会社所定の期間内になされた場合は、この取扱は行いません。

ア. 保険契約者が法人でないこと

イ. 生存給付金支払日に生存給付金を振り込むための保険契約者が指定した会社の定める金融機関等の口座があること

(3) 死亡保険金の支払時期および支払場所については、本則第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

(4) 生存給付金および満期保険金の支払時期および支払場所については、本則第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。ただし、第2号の規定を適用する場合、本則第6条第3項中「保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日」とあるのは「生存給付金は、生存給付金支払日」と読み替えます。

⑩ この特則に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則を準用します。

（解約払戻金）

第7条 本則第13条（解約払戻金）の規定にかかわらず、この特則部分の解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、会社の定める方法によって計算します。

② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、本則第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

（保険料の振替貸付）

第8条 保険料が総則規定に定める猶予期間の満了する日までに払い込まれないときでも、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、会社は、保険契約者に、払い込むべき月以後2か月分の保険料（保険料払込期間の最終月までの月数が2か月未満のときは、1か月分の保険料）に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、この保険契約を有効に継続させます。

② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。ただし、すでに本条または次条による貸付金があるときは、その元利金をつぎの各号の金額から差し引いた残額とします。

(1) 保険期間が有期の場合

保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した前条第1項に定める解約払戻金額または満期保険金額のいずれか小さい金額

(2) 保険期間が終身の場合

保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した前条第1項に定める解約払戻金額

③ 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－４）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

④ 本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。

(1) 会社所定の利率で計算します。

(2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。

(3) 保険料の払込を要しなくなったこの保険契約においては、保険料払込中のこの保険契約に準じて取り扱います。

⑤ さらに本条の貸付金があり、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。

(1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元利金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。

(2) 前号の場合、前項第2号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。

⑥ 保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。

(1) 死亡保険金、生存給付金または満期保険金を支払うとき

(2) この保険契約が消滅したとき

(3) 認知症診断保険金額を減額したとき

（保険契約者に対する貸付）

第9条 保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める

金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。

(1) 第7条（解約払戻金）第1項の解約払戻金額のうち会社の定める範囲内の金額

(2) すでに前条または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額

② 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－5）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

④ つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。

(1) 死亡保険金、生存給付金または満期保険金を支払うとき

(2) この保険契約が消滅したとき

(3) 認知症診断保険金額を減額したとき

⑤ 前条および本条による貸付金の元利合計額が第7条（解約払戻金）第1項の解約払戻金額をこえたときは、この保険契約は効力を失います。

⑥ 前項の規定により効力を失ったこの保険契約について、会社がこの保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。この場合、本則第14条（保険契約の復活）の規定を準用します。

支払金額変更特則

（特則の付加）

第1条 保険契約者は保険契約締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

（特則を付加した場合の取扱）

第2条 本則第2条（保険金の支払）の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。

「（保険金の支払）

第2条 この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
認知症診断 保険金	被保険者が保険期間中に、認知症診断責任開始日（ただし、認知症診断責任開始日後に復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下同様とします。）以後、認知症診断責任開始日前を含めて初めて器質性認知症（総則別表33）に該当し、器質性認知症と医師によって診断確定されたとき（総則別表33）	認知症診断保険金額	被保険者

② 本則第15条（責任開始期前の器質性認知症該当による無効）の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。

「（認知症診断責任開始日前の器質性認知症該当による無効）

第15条 この保険契約の締結または復活の際に、認知症診断保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項に被保険者が該当していた場合、または被保険者が告知の時からこの保険契約の認知症診断責任開始日の前日までに器質性認知症と診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社はこの保険契約を無効とします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) すでに払い込まれた保険料は、つぎに定めるところにより取り扱います。

ア. 告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。

イ. 告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。

ウ. 告知の時から認知症診断責任開始日前までに被保険者が器質性認知症と診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。

(2) 本条の適用がある場合には、総則規定のうち、つぎの規定は適用しません。

ア. 告知義務違反による解除

イ. 重大事由による解除

(3) この保険契約の認知症診断責任開始日から起算して5年以内に、認知症診断保険金の支払事由が生じなかった場合には、会社は本項の規定による無効を適用しません。この場合、認知症診断責任開始日から起算して5年を経過した後に認知症診断保険金の支払事由が生じたときには、その器質性認知症は認知症診断責任開始日以後に該当したものとみなします。

③ 生存給付金特則第2条（死亡保険金、生存給付金および満期保険金の支払）中、普通死亡保険金の支払金額の規定は、「死亡保険金額」と読み替えます。

保険組立特約

2020年4月1日改正

(この特約の趣旨)

この特約は、保険契約者が同一である1または2以上の主契約にそれぞれ付加することにより、付加された保険契約を指定契約とし、指定契約の取扱について定めることを主な内容とするものです。

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加できる主たる保険契約のことをいいます。
指定契約	この特約が付加され指定された保険契約のことをいいます。
締結時指定契約	この特約の締結の際に指定契約に指定された保険契約のことをいいます。
被指定組立特約	締結時指定契約に付加したこの特約のことをいいます。
追加指定契約	被指定組立特約の締結後に指定契約として追加された保険契約のことをいいます。
契約基準日	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
責任開始期・責任開始日	保険契約上の保障を開始する時期のことを「責任開始期」といい、責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。
給付金（額）等	主契約の各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。

(特約の締結)

第2条 この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、次条の指定契約の資格を満たす1または2以上の主契約にそれぞれ付加して締結します。この場合、保険契約者の申出がある被指定組立特約については同じ取扱を行うものとします。

② 前項の規定によりすでに被指定組立特約を付加した保険契約があり、保険契約者から、新たな主契約の締結の際に指定契約の追加の申出がある場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 次条の指定契約の資格を満たす新たな主契約に新たなこの特約を付加します。

(2) 前号の新たなこの特約は、既存の被指定組立特約と同じ取扱をします。

(指定契約の資格)

第3条 指定契約の資格は、つぎのすべての要件を必要とします。

(1) 会社の定める主契約であること

(2) 各指定契約の保険契約者が同一であること

(3) 各指定契約の契約基準日が同一であること

(4) 各指定契約の第2回以後の保険料の払込方法（経路）は同一であり、払込期月を同一とする払込の要する保険料を合わせて払い込むこと

(5) 1回に払い込まれる指定契約の保険料の合計額が会社の定める金額以上であること

(指定契約の指定または追加)

第4条 保険契約者は、主契約にこの特約を付加する際、つぎのとおり、指定契約の指定または追加を行うことを要します。

(1) 被指定組立特約の締結時
指定契約の指定

(2) 被指定組立特約の締結後
指定契約の追加

② 指定契約の指定または追加を行うときは、保険契約者は、請求書類別表（②－9）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 指定契約の指定または追加が行われたときは、保険契約者に通知します。

(追加指定契約の契約日)

第5条 追加指定契約の契約日は、つぎのとおりとします。

- (1) 追加指定契約の責任開始日と契約基準日の月単位の応当日（月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日のことをいい、以下、本条において「基準応当日」といいます。）が異なるとき
追加指定契約の責任開始日の直後に到来する基準応当日
- (2) 追加指定契約の責任開始日と基準応当日が一致するとき
追加指定契約の責任開始日
- ② 追加指定契約の契約基準日は、締結時指定契約の契約基準日と同一とします。
- ③ 追加指定契約の保険期間、保険料払込期間および保険料期間は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険期間および保険料払込期間は、追加指定契約の契約日および契約基準日にもとづいて計算するものとします。
- (2) 保険料期間は、契約基準日を起算日とした締結時指定契約の月ごとの保険料期間と同一期間として取り扱います。
- ④ 追加指定契約の月単位の契約応当日は、基準応当日とします。

（指定契約の保険料の払込）

第6条 月払の各指定契約の第2回以後の保険料は、各指定契約の保険料払込期間中、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 払込期月を同一とするすべての指定契約の保険料を合わせて払い込むことを要します。
- (2) 前号の保険料は、払込を要する指定契約にかぎります。
- ② 保険料の払込期月中または保険料払込の猶予期間中に、各指定契約に定める給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、つぎのとおりとします。
- (1) 給付金等の支払事由が生じた場合
支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引くときまたは未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて差し引くまたは払い込むことを要します。
- (2) 保険料の払込免除事由が生じた場合
未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて払い込むことを要します。
- ③ 指定契約の保険料払込期間中、払込を要する保険料期間が同一のすべての指定契約のうち、一部の指定契約の保険料が払い込まれ、他の指定契約の保険料が払い込まれないときは、払い込まれない指定契約は、その保険料期間の初日に指定契約の撤回が行われたものとします。
- ④ つぎの各号により指定契約の保険料が第3条（指定契約の資格）第5号の要件を満たさなくなる場合、払い込まれる指定契約の保険料は、会社の定める方法による保険料の前納により払い込むことを要します。
- (1) 指定契約の保険契約内容の変更が行われたとき
- (2) 指定契約の解約その他の事由により指定契約が消滅したとき
- (3) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき
- (4) 指定契約の撤回が行われたとき
- (5) 指定契約の保険料払込期間が満了したとき
- ⑤ つぎの各号により指定契約の保険料が第3条（指定契約の資格）第5号の要件を満たさなくなる場合、前項第2号の規定に該当するときでも、前納により保険料を払い込むことを要しません。
- (1) 指定契約の被保険者が死亡したとき
- (2) 指定契約が給付金等（満期保険金を除きます。）の支払により消滅したとき
- (3) 指定契約の保険料の払込が免除されたとき
- (4) 指定契約が給付金等の通算支払限度に達したことにより消滅したとき

（指定契約の失効）

第7条 すべての指定契約が効力を失った場合（無配当終身認知症・生活介護年金保険の場合で、保険契約の型がⅢ型のときに終身生活介護年金支払開始日以後に保険契約が効力を失ったときを含みます。）には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（指定契約の復活）

第8条 前条の規定により効力を失ったすべての指定契約を復活する場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 指定契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- (2) すべての指定契約を同時に復活することを要します。
- (3) 第1号および前号の規定による場合、この特約も同時に復活されたものとします。
- ② この特約が失効せずに、一部の指定契約の撤回が行われていない指定契約を復活する場合には、効力を失ったすべての指定契約（指定契約の撤回が行われていない指定契約にかぎります。）を同時に復活することを要します。
- ③ 第1項および前項の場合で、一部の指定契約が復活しないときは、復活しない指定契約は、指定契約の撤回が行われたものとします。

（指定契約の保険料の振替貸付）

第9条 指定契約の保険料の振替貸付を取り扱う場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険料の振替貸付の申出の際、貸付の原資となる指定契約を定めることとします。
- (2) 貸付を受ける指定契約は、払込を要するすべての指定契約とし、すべての指定契約の保険料を合わせて貸し付け、保険料の払込に充当するものとします。

(指定契約の撤回)

第10条 保険契約者は申出により、指定契約について、指定契約の撤回を行うことができます。

- ② 指定契約の撤回を行った保険契約については、撤回以後この特約が付加されていない保険契約として取り扱います。
- ③ 指定契約の撤回を行うときは、保険契約者は、請求書類別表（②－9）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 指定契約の撤回が行われたときは、保険契約者に通知します。

(特約の解約)

第11条 すべての指定契約について、指定契約が解約された場合には、同時にこの特約も解約されたものとします。

(特約の解約払戻金)

第12条 この特約には、解約払戻金はありません。

(特約の消滅)

第13条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) すべての指定契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (2) すべての指定契約について、指定契約の撤回が行われたとき

(保険契約者の変更)

第14条 指定契約の保険契約者を変更する場合は、つぎの方法により取り扱います。

- (1) すべての指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
- (2) 保険契約者が申し出た指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
- ② 前項第2号の規定による変更後の指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 付加されているこの特約については、同じ取扱を行います。
 - (2) 変更後の指定契約は、第3条（指定契約の資格）の要件を満たすことを要します。

(契約者配当金)

第15条 この特約には、契約者配当金はありません。

(追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの取扱)

第16条 追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの期間（以下本条において「特別期間」といいます。）におけるその追加指定契約については、本条の規定を適用して取り扱います。

- ② 特別期間中に追加指定契約の給付金等の支払事由が生じた場合、その追加指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
 - (2) 第5条（追加指定契約の契約日）の規定は適用しないものとし、第3条（指定契約の資格）の要件を満たしたものとします。
- ③ 特別期間中、会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。
- ④ 特別期間中に追加指定契約を解約するときは、その追加指定契約の解約払戻金額は、追加指定契約の契約日に解約したものとした金額とします。ただし、第2項の規定に該当する追加指定契約は除きます。

(指定契約が更新される場合の取扱)

第17条 指定契約が更新されるときは、この特約も同時に更新されます。

- ② 前項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ③ 更新後のこの特約については、更新日におけるこの特約条項を適用します。

指定代理請求特約

2020年4月1日改正

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）
 - ア. 被保険者が受取人に指定されている保険金
 - イ. 被保険者が受け取ることとなる保険金
 - ウ. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金
- (2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等または保険料の払込免除の請求時に会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎりします。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族
- (2) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている前号以外の者
- (3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- (4) 第2号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者
- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表1に定める書類を会社に提出してください。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 つぎの各号の場合、指定代理請求人が別表1に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求することができます。

- (1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
- (2) 被保険者と同一人である保険契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき
- ② 前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前条第1項のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
 - (1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者
 - (2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - (3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
 - (4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者
- ⑤ 指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

(指定代理請求人への解除通知)

第5条 この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定のほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

特約

指定代理請求特約

- (1) 告知義務違反による解除
- (2) 重大事由による解除

(特約を付加した場合の取扱)

第6条 この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

- ② 保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

第7条 この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

(保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則)

第8条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人として扱います。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第9条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第5項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。
- (2) 第5条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約を付加した場合の取扱）第3項中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

（特約の締結）

第1条 この特約は、官公庁、会社、工場、組合、同業団体等の団体で保険料をとりまとめて払い込むことができる団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること
- (2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること（以下「事業保険」といいます。）

（契約日の特則）

第2条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

（保険料の払込方法（回数）および保険料率）

第3条 保険料は毎月払とします。

- ② この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎの第1号の場合は準団体扱保険料率、第2号の場合は個人扱の保険料率とします。
 - (1) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号または第2号の条件を満たすとき
 - (2) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第1条（特約の締結）第1号および第2号の条件を満たさないとき
- ③ 前項の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ④ 準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第1号に該当しなくなった時から3か月を経過しても第2項第1号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

（保険料の払込）

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

（保険料の振替貸付）

第5条 主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

（特約の失効）

第6条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき
- (2) 第1条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から3か月を経過しても10名以上に復さないとき
- (3) 当会社と団体の代表者との協議により集団月払特別取扱を廃止したとき
- ② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となります。

（契約者配当金の割当および支払）

第7条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

(主約款の規定の適用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

(無配当の保険契約に付加する場合の特則)

第9条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第7条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

(第1回保険料の払込に関する特則)

第10条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (3) 第1号および前号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。
- ② 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第2条（契約日の特則）第1項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。
- (1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とします。
 - ア. 保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）
 - イ. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）
 - (2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月1日とします。ただし、当会社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。
 - ア. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）
 - (3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。
 - (4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。
- ③ 第1項および前項の場合、第4条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。
- ④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、当会社が団体の代表者ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第11条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。」と読み替えます。
- (2) 第2条（契約日の特則）第3項、第7条（契約者配当金の割当および支払）および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第5条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

団体月払特別取扱特約

2016年3月1日改正

(特約の締結)

第1条 この特約は、官公庁、会社、工場等の団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者（団体から給与または役員報酬の支払を受ける者にかぎりません。以下同様とします。）が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること
- (2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること（以下「事業保険」といいます。）

(契約日の特則)

第2条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

(保険料の払込方法（回数）および保険料率)

第3条 保険料は毎月払とします。

- ② この特約を付加した保険契約の保険料率は、つぎの第1号または第2号の場合は団体扱保険料率、第3号の場合は準団体扱保険料率、第4号の場合は個人扱の保険料率とします。
 - (1) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号もしくは第2号に規定する人数が20名以上のとき、または、第1条（特約の締結）第1号および第2号に規定する人数を名寄せした上合算して20名以上になるとき
 - (2) 団体の事業所が2つ以上あり、保険料の一括払込が行われない場合で、いずれか1事業所において前号の条件を満たすとき
 - (3) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号または第2号に規定する人数が10名以上20名未満のとき
 - (4) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第1条（特約の締結）第1号および第2号の条件を満たさないとき
- ③ 前項の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ④ 団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第1号および第2号のいずれにも該当しなくなった時から6か月を経過しても第2項第1号または第2号のいずれかに復さないときは、準団体扱保険料率または個人扱の保険料率に変更されます。
- ⑤ 準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第3号の人数が10名未満となった時から3か月を経過しても第2項第3号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

(保険料の振替貸付)

第5条 主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

(特約の失効)

第6条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき
- (2) 団体扱保険料率が適用されている団体については、第3条（保険料の払込方法（回数）および保険料率）第2項第1号および第2号のいずれにも該当しなくなった時から6か月を経過した時に、第1条（特約の締結）第1号お

よび第2号のいずれの条件も満たしていないとき

(3) 団体扱保険料率が適用されていない団体については、第1条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から3か月を経過しても10名以上に復さないとき

(4) 当会社と団体の代表者との協議により団体月払特別取扱を廃止したとき

② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となり、保険料は個人扱の保険料率に変更されます。

（契約者配当金の割当および支払）

第7条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

（主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

（無配当の保険契約に付加する場合の特則）

第9条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第7条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

（第1回保険料の払込に関する特則）

第10条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。

(2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。

(3) 第1号および前号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。

② 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第2条（契約日の特則）第1項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。

(1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とします。

ア. 保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）

イ. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）

(2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月1日とします。ただし、当会社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。

ア. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）

(3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。

(4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。

ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。

イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。

ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。

エ. 当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

- ③ 第1項および前項の場合、第4条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。
- ④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、当社が団体の代表者ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第11条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。」と読み替えます。
- (2) 第2条（契約日の特則）第3項、第7条（契約者配当金の割当および支払）および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第5条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

保険料口座振替取扱特約

2021年9月1日改正

特約

保険料口座振替取扱特約

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結または更新の際もしくは保険料払込期間中に保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

② この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替（保険料相当額を保険契約者の指定口座から会社の口座に振り替えることをいいます。以下同様とします。）の取扱について提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、保険料口座振替を委任すること

(保険料率)

第2条 この特約を付加する月払契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約が付加された5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の各保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第3条 保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日（以下この定めた日を「振替日」といいます。）に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

- ② 前項の振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、保険料は振替日の翌営業日に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。
- ③ 第1項または第2項の規定により保険料口座振替が行われた場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ④ 第1項または第2項の規定により同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料口座振替を行う場合には、保険契約者は会社に対し、その振替順序を指定できないものとします。
- ⑤ 保険料口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

(繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込)

第4条 会社は、保険契約者からの申出により、つぎの保険料口座振替を会社の定める範囲内で取り扱うことができます。

- (1) 月払契約の場合、繰り返し同一月数分（以下この月数を「振替月数」といいます。）の保険料（保険料払込期間満了までの月数が振替月数に満たないときは、その最終月までの保険料とします。）を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に保険料口座振替により一括して会社に払い込むことができます。
- (2) まだ保険料期間の到来していない保険料（以下「前納保険料」といいます。）の全部または一部を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、前条第1項または第2項に規定する保険料と同時に保険料口座振替により会社に払い込むことができます。
- (3) 前納保険料の全部または一部を、会社の定める日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、保険料口座振替により会社に払い込むことができます。
- ② 本条の規定による保険料口座振替を行う場合には、主約款の保険料の前納に関する規定および前条第3項から第5項までの規定を準用します。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 第3条（保険料の払込）の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 月払契約の場合には、翌月の振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合には、振替日の翌月の応当日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に再度保険料口座振替を行います。
- ② 前条第1項第1号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、毎月払に変更した上で、前項第1号の規定を適用します。この場合、保険契約者からとくに申出のないかぎり、以後の保険料は毎月払で保険料口座振替を行います。
- ③ 前条第1項第2号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者か

ら前条第1項第2号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行います。ただし、払込期月を過ぎた保険料については、第1項の規定を適用します。

- ④ 前条第1項第3号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者から前条第1項第3号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行います。
- ⑤ 第1項から第3項までの規定による払込期月を過ぎた保険料の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料口座振替扱に関する諸変更）

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

- ② 第4条（繰返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第1項第1号による取扱を行っている保険契約について、振替月数の変更または毎月払への変更をする場合には、保険契約者は、あらかじめ会社に申し出てください。
- ③ 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。この場合、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
- ④ 提携金融機関が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
- ⑤ 会社は、会社または提携金融機関に止むを得ない事情が発生した場合には、振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第7条 つぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が失効したとき
- (3) 保険料の振替貸付が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 保険料の払込方法（経路）を他に変更したとき
- (6) 第1条（特約の適用）第2項の条件を満たさなくなったとき
- (7) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の場合に該当したとき

（主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）

第9条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同様とします。）から保険料口座振替を行う場合には、主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日は第1回保険料が指定口座から振り替えられた日とし、その日を契約日とします。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。

- (1) 会社の定める団体保険契約の普通保険約款またはこれに付加されている会社の定める特約の規定により、会社の定める同種の個人保険に加入するとき
 - (2) 取扱総則規定約款に定める既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則を適用して、会社の定める個人保険に加入するとき
- ② 指定口座から振り替えられるべき第1回保険料については、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第3条（保険料の払込）第1項の規定中「払込期月中の会社の定めの日」とあるのは「会社の定めの日」と読み替えます。
 - (2) この特約の第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）、第6条（保険料口座振替扱に関する諸変更）および第7条（特約の消滅）の規定は適用しません。
- ③ 第1回保険料が指定口座から振り替えられるべき日に保険料口座振替できなかったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
 - (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第1項および前項の規定にかかわらず、保険契約者の申出により、保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本項において「追加指定契約」といいます。）の第1回保険料を保険料口座振替する場合には、つぎの各号のとおり取り扱うものとします。

- (1) 取扱総則規定約款に定める会社の責任開始期の規定にかかわらず、会社の責任開始期は、追加指定契約の申込をした時（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知の時。）以後の保険組立特約条項に定める基準当日とし、責任開始期の属する日を契約日とします。ただし、会社が追加指定契約の申込を承諾した場合にかぎります。
- (2) 追加指定契約の第1回保険料が保険料口座振替できなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約を無効とします。
- (3) 追加指定契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

（ボーナス併用払込方式が適用されている場合の特則）

- 第10条 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合で、振替日に保険料口座振替不能となったときは、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項第1号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
- (1) ボーナス月直前の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の振替日にボーナス月直前の平常月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月の保険料については、次号の規定を準用します。
 - (2) ボーナス月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の翌月の振替日にボーナス月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月直後の平常月の保険料については、次号の規定を準用します。
 - (3) 第1号以外の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
- ② 前項の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の規定を準用します。
- ③ 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合には、第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）の取扱は行いません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

- 第11条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、複数の指定契約を1契約として、この特約の規定を準用します。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

- 第12条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第2条（保険料率）第3項の規定は「第1項の規定にかかわらず、主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。」と読み替えます。
 - (2) 第3条（保険料の払込）第1項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (3) 第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第2項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (4) 第8条（主約款の規定の適用）および次条中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (5) 第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第1項中「主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (6) つぎのいずれかの特約を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替扱いにより払い込むことができます。この場合、第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第2項および第4項の規定を準用します。
 - ア. 無配当保険料払込免除特約
 - イ. 無配当介護保障保険料払込免除特約
 - ウ. 無配当総合保険料払込免除特約

- エ. 無配当生活介護保障保険料払込免除特約
- オ. 無配当新総合保険料払込免除特約
- カ. 無配当認知症診断保険料払込免除特約

(契約日の特則)

第13条 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

- (1) この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- (2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

別表

2021年9月1日改正

1. 不慮の事故
2. 高度障害状態
3. 身体障害状態
4. 感染症
24. 薬物依存
33. 器質性認知症および器質性認知症と医師によって診断確定されたとき

ひまわり認知症予防保険の場合、適用されることのない規定について記載を省略しています。
--

別表

1. 不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は①によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、②の事故は除外します。

① 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、①の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、①の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

② 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

2. 高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

3. 身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ② 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ③ 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- ④ 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 1手の5手指を失ったかもしくは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 10足指を失ったもの
- ⑦ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

2. および3. の備考

- ① 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- ② 眼の障害（視力障害）
 - A 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - B 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - C 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- ③ 言語またはそしゃくの障害
 - A 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ア 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - イ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ウ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - B 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- ④ 耳の障害（聴力障害）
 - A 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
 - B 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

- ⑤ 上・下肢の障害
 - A 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - B 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- ⑥ 脊柱の障害
 - A 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - B 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- ⑦ 手指の障害
 - A 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

B 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

⑧ 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

4. 感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04
（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）	

（注）新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

24. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

33. 器質性認知症および器質性認知症と医師によって診断確定されたとき

① 器質性認知症

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F00
○血管性認知症	F01
○ピック病の認知症	F02.0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
○ハンチントン病の認知症	F02.2
○パーキンソン病の認知症	F02.3
○ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
○詳細不明の認知症	F03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中の ・せん妄、認知症に重なったもの	F05.1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）中の ・神経系のその他の明示された変性疾患 （ただし、レビー小体（型認知症）（病）にかぎりません。）	G31.8

（注）厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 器質性認知症と医師によって診断確定されたとき

A 「器質性認知症と医師によって診断確定されたとき」とは、つぎのアおよびイのすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により認知機能検査および臨床検査（本33.において画像検査を含みます。）を用いて診断確定された場合をいいます。ただし、信頼性があるものとして広く通用している認知機能検査において明らかな器質性認知症の症状を確認できたことその他の事情にもとづき、臨床検査を行わなくとも器質性認知症に罹患していると医師が明確に認めた場合には、臨床検査を行わない診断確定も認めることがあります。

ア 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

イ 正常に成熟した脳が、前アによる器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

B 前Aの「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。



請求書類

2021年9月1日改正

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

ひまわり認知症予防保険の場合、適用されることのない規定について記載を省略しております。

② その他の請求に必要な書類

ひまわり認知症予防保険の場合、適用されることのない規定について記載を省略しております。

③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等

ひまわり認知症予防保険の場合、適用されることのない規定について記載を省略しております。

※指定代理請求特約については特約条項をご覧ください。

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目		必要書類
1. 死亡保険金	・死亡保険金 ・死亡給付金 ・普通死亡保険金 ・ガン死亡保険金 ・第1回の遺族年金 ・死亡一時金（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険または無配当終身認知症・生活介護年金保険の場合） ・遺族給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・第2回以後の遺族年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
	・死亡一時金（無配当個人年金保険の場合）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
2. 災害死亡保険金		(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
5. 満期保険金（満期祝金を含みます。）		(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、満期保険金の受取人と同一人の場合は不要） (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
12. 保険料の払込免除		(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因として所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎりです。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを証する書類（公的介護保険制度による要介護認定を受けたことにより請求する場合にかぎりです。） (5) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者福祉法にもとづく所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎりです。） (6) 被保険者の国民年金法にもとづく障害基礎年金の支給要件に該当する所定の状態に該当していることを証する書類（国民年金法にもとづく所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎりです。） (7) 被保険者の住民票 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

項目		必要書類
13. 生存給付金		(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
20. 認知症治療保険金等	・ 認知症治療保険金 ・ 認知症治療給付金 ・ 認知症診断保険金 ・ 第1回の終身認知症治療年金 ・ 軽度認知障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、認知症治療保険金等の受取人と同一人の場合は不要） (4) 認知症治療保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・ 第2回以後の終身認知症治療年金	（省略）

- （注） 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

② その他の請求に必要な書類

項目		必要書類
1. 保険契約の復活		(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書 (3) 保険証券
2. 解約および解約払戻金		(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
3. 保険契約内容の変更	・ 給付金額等の減額 ・ 払済保険への変更 ・ 保険料払込期間の変更 ・ 年金支払開始日の変更 ・ 年金の種類等の変更 ・ 保険契約の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
	・ 年金支払期間の変更	会社所定の請求書
4. 保険料の振替貸付		(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
5. 保険契約者に対する貸付		(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
6. 保険契約者の変更		(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7. 死亡保険金等の受取人もしくは年金受取人の変更または後継年金受取人もしくは死亡払戻金受取人の指定および変更		(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金支払証書
	遺言による場合	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券または年金支払証書
8. 指定代理請求人の指定および変更		(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9. 指定契約の指定、追加および撤回		(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
11. 給付金等の受取人による保険契約の存続		(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等

事由	給付金等
1. 死亡したこと	・ 死亡保険金 ・ 災害死亡保険金 ・ 死亡給付金 ・ ガン死亡保険金 ・ 普通死亡保険金 ・ 第1回の遺族年金 ・ 死亡一時金 ・ 死亡払戻金 ・ 遺族給付金
10. 器質性認知症による会社所定の状態に該当したこと	・ 介護保険金 ・ 第1回の介護年金 ・ 生活介護保険金 ・ 第1回の生活介護年金 ・ 第1回の終身生活介護年金 ・ 軽度介護保険金 ・ 認知症治療保険金 ・ 認知症治療給付金 ・ 第1回の終身認知症治療年金 ・ 認知症診断保険金 ・ 第1回の就業不能年金 ・ 軽度認知障害保険金

例表

無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）解約払戻金額例表

（生存給付金特則・保険期間が終身・支払金額変更特則付加の場合）

（男性）		（生存給付金30,000円の場合）							
契約年齢	歳	経過年数（払込）							
		1年※	2年	3年※	4年	5年※	6年	7年※	8年
		円	円	円	円	円	円	円	円
20	0	14,700	22,860	61,140	69,900	108,990	118,710	158,640	168,960
21	0	15,240	23,910	62,760	72,270	112,080	122,430	162,900	173,700
22	0	16,080	25,350	64,950	75,180	115,680	126,540	167,520	178,800
23	0	17,220	27,240	67,620	78,510	119,520	130,920	172,380	184,200
24	0	18,630	29,430	70,470	81,930	123,480	135,360	177,390	189,810
25	0	20,220	31,710	73,320	85,320	127,380	139,860	182,460	195,450
26	0	21,750	33,840	76,020	88,560	131,220	144,300	187,500	201,060
27	0	23,100	35,760	78,510	91,650	134,970	148,650	192,450	206,490
28	0	24,330	37,590	80,940	94,770	138,690	153,000	197,280	211,740
29	0	25,530	39,450	83,490	97,950	142,530	157,350	202,050	216,840
30	0	21,960	31,170	70,500	80,130	119,730	129,510	169,110	178,800
31	0	23,100	32,910	72,750	82,860	122,820	132,930	172,830	182,850
32	0	24,300	34,650	75,000	85,470	125,790	136,200	176,430	186,810
33	0	25,500	36,330	77,070	87,900	128,550	139,320	179,910	190,680
34	0	26,610	37,860	78,960	90,150	131,160	142,320	183,330	194,520
35	0	27,570	39,240	80,700	92,280	133,680	145,260	186,720	198,390
36	0	28,440	40,470	82,320	94,350	136,200	148,260	190,200	202,380
37	0	29,250	41,700	84,000	96,480	138,810	151,380	193,830	206,490
38	0	30,090	43,020	85,800	98,760	141,630	154,740	197,670	210,720
39	0	31,020	44,430	87,720	101,250	144,660	158,250	201,630	215,100
40	0	28,470	39,210	79,860	90,720	131,430	142,260	182,820	193,500
41	0	29,430	40,710	81,870	93,210	134,340	145,560	186,510	197,550
42	0	30,480	42,300	83,970	95,760	137,280	148,890	190,230	201,690
43	0	31,620	43,950	86,070	98,280	140,220	152,220	194,010	205,980
44	0	32,760	45,570	88,110	100,770	143,130	155,610	197,910	210,510
45	0	33,810	47,100	90,090	103,200	146,040	159,090	202,020	215,280
46	0	34,830	48,600	92,070	105,660	149,100	162,810	206,430	220,410
47	0	35,820	50,100	94,110	108,330	152,430	166,860	211,230	225,900
48	0	36,870	51,690	96,330	111,270	156,120	171,330	216,420	231,780
49	0	38,010	53,490	98,880	114,570	160,230	176,220	222,000	238,020
50	0	29,460	37,920	76,290	84,990	123,540	132,330	170,910	179,700
51	0	30,600	39,720	78,720	88,020	127,140	136,500	175,590	184,950
52	0	31,920	41,700	81,360	91,260	130,950	140,850	180,540	190,500
53	0	33,330	43,800	84,090	94,590	134,850	145,380	185,700	196,350
54	0	34,800	45,930	86,850	97,980	138,900	150,090	191,130	202,560
55	0	36,270	48,090	89,670	101,490	143,100	155,070	196,920	209,130
56	0	37,740	50,250	92,550	105,120	147,570	160,380	203,070	216,090
57	0	39,240	52,530	95,610	109,080	152,400	166,110	209,640	223,470
58	0	40,830	54,990	98,970	113,370	157,620	172,260	216,630	231,240
59	0	42,600	57,720	102,690	118,080	163,320	178,830	224,010	239,340
60	0	29,700	35,520	71,160	77,160	112,860	118,860	154,410	160,110
61	0	31,170	37,740	74,100	80,790	117,120	123,630	159,660	165,810
62	0	32,790	40,140	77,220	84,540	121,470	128,520	165,000	171,540
63	0	34,470	42,600	80,400	88,380	125,850	133,440	170,340	177,270
64	0	36,210	45,120	83,610	92,220	130,260	138,330	175,620	182,910
65	0	37,950	47,640	86,790	96,030	134,580	143,130	180,780	188,460
66	0	39,690	50,130	89,970	99,810	138,840	147,870	185,880	193,920
67	270	41,430	52,620	93,060	103,500	143,040	152,520	190,890	199,260
68	1,170	43,110	55,050	96,150	107,160	147,150	157,080	195,810	204,510
69	2,070	44,790	57,450	99,150	110,760	151,230	161,610	200,640	209,610
70	0	34,830	41,160	76,560	81,990	116,370	120,780	153,930	157,200
71	0	36,060	42,930	78,780	84,660	119,310	124,050	157,320	160,740
72	0	37,260	44,700	80,970	87,270	122,220	127,200	160,590	164,160
73	510	38,490	46,440	83,130	89,820	124,980	130,230	163,710	167,460
74	1,170	39,720	48,210	85,260	92,310	127,650	133,080	166,710	170,640
75	1,860	40,920	49,890	87,270	94,620	130,140	135,870	169,560	173,580
76	2,520	42,060	51,510	89,160	96,810	132,540	138,510	172,170	176,310
77	3,150	43,140	52,980	90,900	98,910	134,790	140,910	174,540	178,860
78	3,720	44,070	54,360	92,550	100,920	136,830	143,100	176,820	181,380
79	4,260	44,970	55,710	94,170	102,750	138,690	145,230	179,040	183,870
80	4,770	45,900	57,060	95,640	104,430	140,520	147,360	181,290	186,510
81	5,340	46,830	58,290	96,960	106,080	142,350	149,520	183,660	189,330
82	5,880	47,580	59,310	98,220	107,730	144,210	151,830	186,270	192,540
83	6,270	48,150	60,300	99,480	109,410	146,190	154,380	189,240	195,690
84	6,660	48,840	61,470	100,950	111,420	148,590	157,500	192,270	198,840
85	7,170	49,710	62,880	102,720	113,850	151,560	160,680	195,240	201,930

（注）経過年数（払込）に※印のついている列に記載の金額は、生存給付金の支払事由発生後の解約払戻金額です。

無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）解約払戻金額例表

（生存給付金特則・保険期間が終身・支払金額変更特則付加の場合）

（男性）		（生存給付金30,000円の場合）								
契約年齢		経過年数（払込）								
		10年	15年※	20年	25年※	30年	40年	50年	60年	70年
歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	209,370	309,570	442,350	545,220	677,760	913,620	1,153,380	1,362,030	1,501,800	
21	214,590	317,280	451,380	555,870	689,490	928,710	1,170,810	1,375,950	1,510,830	
22	220,230	325,230	460,680	566,760	701,520	944,280	1,188,300	1,389,510	1,519,440	
23	226,200	333,240	470,160	577,770	713,880	960,330	1,205,670	1,402,590	1,527,540	
24	232,350	341,250	479,790	588,810	726,540	976,800	1,222,950	1,415,130	1,535,190	
25	238,530	349,110	489,450	599,790	739,470	993,630	1,239,960	1,427,100	1,542,330	
26	244,590	356,790	499,020	610,710	752,550	1,010,730	1,256,730	1,438,560	1,549,020	
27	250,410	364,260	508,470	621,630	765,720	1,028,100	1,273,170	1,449,570	1,555,260	
28	255,990	371,700	517,830	632,700	779,100	1,045,650	1,289,280	1,460,160	1,561,050	
29	261,450	379,230	527,130	644,070	792,690	1,063,380	1,304,970	1,470,390	1,566,450	
30	218,310	313,770	438,900	533,790	659,880	884,580	1,080,060	1,211,010		
31	222,690	320,040	446,610	543,630	671,580	899,280	1,092,180	1,218,990		
32	227,010	326,340	454,410	553,680	683,610	913,980	1,103,940	1,226,580		
33	231,330	332,550	462,390	563,910	696,030	928,650	1,115,340	1,233,780		
34	235,620	338,730	470,580	574,380	708,870	943,260	1,126,260	1,240,530		
35	239,970	344,850	479,070	585,090	722,160	957,750	1,136,700	1,246,890		
36	244,380	351,090	487,890	596,160	735,900	972,180	1,146,810	1,252,890		
37	248,910	357,540	497,040	607,740	750,090	986,460	1,156,560	1,258,500		
38	253,530	364,320	506,550	619,890	764,670	1,000,590	1,166,070	1,263,750		
39	258,270	371,550	516,450	632,670	779,610	1,014,480	1,175,280	1,268,670		
40	233,910	335,400	468,240	572,580	706,470	913,770	1,052,640			
41	238,350	342,570	477,810	584,970	720,210	925,560	1,060,590			
42	242,970	350,070	487,890	597,840	734,070	937,080	1,068,180			
43	247,860	357,840	498,480	611,040	748,020	948,270	1,075,380			
44	253,020	365,910	509,610	624,570	762,000	959,070	1,082,190			
45	258,480	374,280	521,280	638,340	775,980	969,450	1,088,610			
46	264,270	383,070	533,460	652,350	789,930	979,470	1,094,670			
47	270,420	392,400	546,180	666,570	803,820	989,220	1,100,370			
48	276,900	402,360	559,380	680,940	817,620	998,730	1,105,740			
49	283,800	413,010	573,030	695,430	831,210	1,008,000	1,110,750			
50	218,280	314,460	440,190	528,690	633,270	762,600				
51	224,100	323,430	450,900	539,640	643,080	769,380				
52	230,280	332,790	461,790	550,560	652,650	775,890				
53	236,880	342,450	472,710	561,360	661,980	782,070				
54	243,840	352,350	483,660	571,950	670,950	787,890				
55	251,160	362,430	494,610	582,270	679,530	793,410				
56	258,870	372,660	505,530	592,350	687,810	798,570				
57	266,970	383,040	516,360	602,190	695,850	803,430				
58	275,400	393,510	527,130	611,790	703,680	807,990				
59	284,100	404,040	537,690	621,030	711,330	812,220				
60	195,270	271,380	365,130	414,930	478,890					
61	201,300	278,400	371,820	420,630	483,870					
62	207,360	285,330	378,300	426,150	488,640					
63	213,360	292,110	384,540	431,490	493,110					
64	219,270	298,710	390,450	436,680	497,310					
65	225,060	305,010	396,030	441,780	501,240					
66	230,760	311,070	401,340	446,910	504,930					
67	236,340	316,920	406,410	451,800	508,320					
68	241,770	322,530	411,330	456,420	511,470					
69	246,990	327,810	416,130	460,770	514,380					
70	188,910	245,850	315,420	345,090						
71	192,510	249,450	319,050	348,030						
72	195,960	252,900	322,500	350,820						
73	199,290	256,260	325,770	353,430						
74	202,410	259,620	328,860	355,890						
75	205,260	263,010	331,740							
76	207,990	266,580	334,410							
77	210,570	270,000	336,900							
78	213,150	273,270	339,210							
79	215,790	276,420	341,340							
80	218,610	279,450								
81	221,760	282,330								
82	224,820	285,060								
83	227,790	287,610								
84	230,670	290,100								
85	233,490									

（注）経過年数（払込）に※印のついている列に記載の金額は、生存給付金の支払事由発生後の解約払戻金額です。

無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）解約払戻金額例表

（生存給付金特則・保険期間が終身・支払金額変更特則付加の場合）

（女性）

（生存給付金30,000円の場合）

契約年齢	経過年数（払込）								
	1年※	2年	3年※	4年	5年※	6年	7年※	8年	9年※
歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	0	15,600	24,300	62,970	71,880	110,820	120,000	159,150	168,510
21	0	16,320	25,350	64,410	73,710	113,040	122,580	162,060	171,720
22	0	17,040	26,490	65,940	75,660	115,350	125,220	165,030	174,900
23	0	17,820	27,690	67,560	77,640	117,690	127,890	167,940	178,020
24	0	18,660	28,950	69,210	79,650	120,000	130,470	170,730	181,050
25	0	19,530	30,210	70,830	81,630	122,250	132,930	173,430	183,930
26	0	20,400	31,440	72,420	83,490	124,350	135,270	175,950	186,660
27	0	21,210	32,610	73,890	85,200	126,300	137,430	178,320	189,240
28	0	21,990	33,690	75,210	86,760	128,100	139,440	180,540	191,640
29	0	22,650	34,650	76,410	88,200	129,780	141,330	182,610	193,920
30	0	19,020	26,340	63,420	70,560	107,430	114,360	151,020	157,770
31	0	19,500	27,000	64,290	71,580	108,660	115,770	152,640	159,600
32	0	19,920	27,630	65,100	72,600	109,860	117,180	154,290	161,520
33	0	20,370	28,260	65,940	73,620	111,090	118,650	156,060	163,590
34	0	20,790	28,890	66,750	74,670	112,410	120,240	157,950	165,780
35	0	21,180	29,520	67,620	75,780	113,790	121,950	159,990	168,120
36	0	21,630	30,180	68,550	77,010	115,350	123,840	162,180	170,610
37	0	22,080	30,930	69,600	78,420	117,090	125,880	164,490	173,190
38	0	22,620	31,770	70,770	79,950	118,950	128,040	166,920	175,890
39	0	23,220	32,730	72,090	81,600	120,900	130,290	169,410	178,710
40	0	21,270	28,380	65,340	72,390	109,230	116,160	152,910	159,900
41	0	21,930	29,370	66,600	73,950	111,030	118,290	155,430	162,930
42	0	22,620	30,360	67,860	75,450	112,860	120,510	158,190	166,350
43	0	23,250	31,290	69,060	77,010	114,840	123,030	161,370	170,310
44	0	23,880	32,190	70,320	78,690	117,090	125,970	165,120	174,870
45	0	24,480	33,150	71,730	80,670	119,790	129,480	169,500	180,120
46	0	25,170	34,290	73,470	83,130	123,090	133,650	174,540	186,030
47	0	26,040	35,760	75,690	86,220	127,050	138,540	180,300	192,570
48	0	27,150	37,650	78,450	89,910	131,670	144,060	186,630	199,620
49	0	28,590	39,990	81,750	94,170	136,860	150,090	193,410	207,060
50	0	22,740	28,320	64,110	70,380	106,800	113,550	150,300	157,230
51	0	24,240	30,600	67,110	74,100	111,090	118,410	155,610	162,990
52	0	25,860	32,970	70,200	77,820	115,380	123,180	160,860	168,690
53	0	27,510	35,370	73,260	81,480	119,580	127,890	166,020	174,390
54	0	29,130	37,710	76,230	84,990	123,630	132,450	171,150	180,120
55	0	30,690	39,930	79,050	88,380	127,560	136,980	176,310	185,970
56	0	32,190	42,060	81,780	91,710	131,490	141,570	181,650	192,030
57	0	33,600	44,100	84,450	95,040	135,540	146,400	187,200	198,330
58	0	34,980	46,140	87,180	98,520	139,830	151,470	193,080	204,930
59	0	36,390	48,270	90,120	102,300	144,450	156,930	199,290	211,860
60	0	25,260	28,770	62,220	65,970	99,600	103,470	137,160	141,060
61	0	26,400	30,540	64,590	68,940	103,140	107,580	141,780	146,130
62	0	27,660	32,490	67,200	72,150	106,920	111,870	146,550	151,380
63	0	29,070	34,560	69,900	75,480	110,820	116,310	151,470	156,750
64	0	30,540	36,720	72,720	78,900	114,810	120,840	156,510	162,240
65	0	32,070	38,940	75,600	82,410	118,860	125,430	161,580	167,820
66	0	33,600	41,190	78,510	85,950	123,000	130,110	166,770	173,490
67	0	35,190	43,500	81,480	89,550	127,170	134,880	172,050	179,280
68	0	36,780	45,840	84,510	93,210	131,460	139,740	177,450	185,190
69	0	38,400	48,240	87,570	96,990	135,840	144,750	182,970	191,130
70	0	30,060	34,260	68,040	71,910	105,240	108,660	141,330	144,000
71	0	31,350	36,150	70,500	74,910	108,720	112,530	145,470	148,380
72	0	32,670	38,130	73,050	78,030	112,230	116,400	149,550	152,670
73	0	34,080	40,230	75,690	81,150	115,710	120,180	153,540	156,870
74	0	35,550	42,360	78,360	84,270	119,100	123,870	157,410	161,010
75	0	37,050	44,460	80,940	87,240	122,370	127,440	161,220	165,120
76	390	38,520	46,500	83,340	90,060	125,460	130,890	164,970	168,960
77	1,170	39,870	48,390	85,620	92,730	128,490	134,340	168,420	172,620
78	1,890	41,130	50,130	87,780	95,370	131,520	137,520	171,720	176,130
79	2,550	42,300	51,840	89,970	98,070	134,310	140,580	174,930	179,550
80	3,180	43,500	53,610	92,250	100,590	137,070	143,610	178,080	182,910
81	3,870	44,730	55,530	94,350	103,080	139,740	146,580	181,170	186,270
82	4,590	46,140	57,270	96,420	105,480	142,380	149,550	184,260	189,660
83	5,430	47,280	58,890	98,340	107,820	144,930	152,430	187,320	193,050
84	5,910	48,210	60,330	100,110	110,010	147,390	155,280	190,350	196,470
85	6,510	49,260	61,920	102,030	112,380	150,000	158,310	193,620	200,220

（注）経過年数（払込）に※印のついている列に記載の金額は、生存給付金の支払事由発生後の解約払戻金額です。

無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）解約払戻金額例表

（生存給付金特則・保険期間が終身・支払金額変更特則付加の場合）

（女性）

（生存給付金30,000円の場合）

契約年齢	経過年数(払込)								
	10年	15年※	20年	25年※	30年	40年	50年	60年	70年
歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	207,750	297,840	415,350	502,020	617,970	840,540	1,076,310	1,300,560	1,467,870
21	211,200	302,160	420,540	508,350	626,040	853,920	1,093,080	1,316,340	1,478,610
22	214,620	306,390	425,820	514,740	634,710	867,630	1,110,090	1,331,820	1,488,990
23	217,920	310,560	431,160	521,190	643,980	881,790	1,127,280	1,347,000	1,499,010
24	221,130	314,640	436,530	527,790	653,880	896,400	1,144,620	1,361,940	1,508,730
25	224,220	318,660	441,900	534,690	664,410	911,520	1,162,170	1,376,340	1,518,180
26	227,130	322,650	447,210	542,040	675,450	927,090	1,179,810	1,390,290	1,527,150
27	229,860	326,640	452,520	549,900	686,970	943,110	1,197,570	1,403,790	1,535,610
28	232,500	330,660	457,890	558,420	698,910	959,580	1,215,270	1,416,870	1,543,530
29	235,020	334,710	463,410	567,660	711,240	976,440	1,232,880	1,429,500	1,550,940
30	194,310	274,470	383,940	469,800	592,260	812,940	1,022,820	1,179,420	
31	196,410	277,860	389,220	478,440	603,000	827,400	1,036,860	1,189,080	
32	198,630	281,370	395,070	487,650	614,130	842,130	1,050,660	1,198,470	
33	201,000	285,000	401,610	497,280	625,770	857,160	1,064,280	1,207,560	
34	203,490	288,900	408,840	507,360	637,950	872,460	1,077,750	1,216,410	
35	206,100	293,160	416,760	517,860	650,730	888,030	1,090,800	1,225,080	
36	208,800	297,990	425,340	528,750	664,080	903,840	1,103,490	1,233,330	
37	211,650	303,480	434,520	540,150	677,970	919,830	1,115,850	1,241,130	
38	214,650	309,690	444,210	552,060	692,400	935,910	1,127,880	1,248,480	
39	217,920	316,650	454,350	564,600	707,340	951,960	1,139,550	1,255,350	
40	196,920	286,620	413,220	511,860	642,360	860,280	1,022,880		
41	200,550	294,000	422,940	524,070	656,370	874,230	1,032,630		
42	204,750	301,830	433,050	536,730	670,680	888,000	1,042,080		
43	209,520	310,110	443,610	549,900	685,290	901,590	1,051,230		
44	214,950	318,750	454,740	563,490	700,170	915,030	1,060,200		
45	221,010	327,780	466,440	577,500	715,380	928,080	1,068,960		
46	227,670	337,200	478,710	591,930	730,830	940,800	1,077,330		
47	234,930	347,070	491,580	606,780	746,550	953,190	1,085,250		
48	242,610	357,480	504,960	621,960	762,330	965,220	1,092,720		
49	250,620	368,370	518,790	637,410	778,080	976,920	1,099,740		
50	194,040	281,010	399,630	486,030	595,110	740,940			
51	200,220	289,800	410,400	497,910	606,570	749,130			
52	206,430	298,740	421,290	509,820	617,790	757,050			
53	212,700	307,860	432,240	521,670	628,770	764,700			
54	219,060	317,100	443,280	533,370	639,570	772,140			
55	225,600	326,490	454,410	544,920	649,920	779,400			
56	232,320	336,030	465,690	556,230	659,970	786,300			
57	239,310	345,720	477,060	567,360	669,720	792,840			
58	246,600	355,680	488,520	578,370	679,200	799,020			
59	254,190	365,880	499,980	589,350	688,440	804,810			
60	174,660	245,850	340,770	394,920	464,670				
61	180,150	253,050	348,300	401,850	470,490				
62	185,820	260,400	355,770	408,600	476,160				
63	191,610	267,780	363,120	415,170	481,710				
64	197,520	275,130	370,410	421,560	487,170				
65	203,520	282,390	377,430	427,770	492,540				
66	209,640	289,500	384,210	433,800	497,670				
67	215,850	296,490	390,780	439,650	502,530				
68	222,090	303,390	397,170	445,440	507,090				
69	228,300	310,260	403,350	451,110	511,380				
70	175,740	233,880	306,810	338,940					
71	180,240	238,650	311,190	343,080					
72	184,650	243,330	315,510	347,040					
73	189,000	247,830	319,710	350,820					
74	193,350	252,240	323,910	354,390					
75	197,400	256,500	328,140						
76	201,270	260,640	332,160						
77	204,960	264,690	335,970						
78	208,530	268,710	339,600						
79	212,010	272,820	342,990						
80	215,460	277,110							
81	218,880	281,340							
82	222,360	285,450							
83	225,900	289,380							
84	229,530	293,100							
85	233,550								

（注）経過年数（払込）に※印のついている列に記載の金額は、生存給付金の支払事由発生後の解約払戻金額です。

=MEMO=

=MEMO=

=MEMO=

=MEMO=

=MEMO=

太陽生命からのお願い

- つぎのようなときには、もよりの支社または太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。
 - ・ご転居、住所表示変更などのとき
 - ・名義変更（契約者変更、死亡保険金受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき
- 当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、もよりの支社または太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。

※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。
- ご契約に関するご照会やご通知の際、あるいは当社経営に関するご意見の際には、保険証券の記号・番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所を必ずお知らせください。
- 保険証券は各種お手続きに必要なものです。大切に保管してください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。
ご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

特に、

1. 保険金・給付金などのお支払いについて
2. 保険料のお払い込みの免除について
3. 保険金・給付金などをお支払いできない場合について
4. 責任開始期について
5. 告知に関する留意事項について
6. クーリング・オフ制度について
7. 保険料の払込方法について
8. 払込猶予期間とご契約の効力について
9. 効力を失ったご契約の復活について
10. ご解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

後日、別途お送りする保険証券とともに、大切に保管していただき、ご活用ください。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター



0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時
(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)

※お客様サービスセンターとお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページをご覧ください。



[引]受保険会社]



太陽生命保険株式会社

(本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
ホームページ <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>